

# 茨城県男女共同参画基本計画

## 第3次

～人が変わる 組織が変わる 社会が変わる～



茨 城 県

# はじめに

## 男女共同参画社会の実現を目指して

男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を実現するため、本県では、平成13年に制定した「茨城県男女共同参画推進条例」に基づく基本的な計画として、平成23年3月に「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいき いばらきハーモニープラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を総合的に推進してまいりました。

この間、東日本大震災からの復旧・復興などに全力で取り組みながら、県勢の発展と県民生活の向上に努めてきたところですが、本格的な人口減少・超高齢社会を迎え、経済・社会のグローバル化が進行する中、県民の皆様の安全・安心に対する意識の高まりや労働力不足など、本県を取り巻く情勢は大きく変化しております。また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての希望と現実の乖離、根強い性別による固定的役割分担意識、継続就業を希望する女性の出産や育児を契機とした離職など、男女共同参画について様々な課題も存在しております。

このため、県では、こうした状況を踏まえ、県民、事業者等と県が一体となり、積極的に男女共同参画の推進に取り組むため、平成28年度からの新たな指針となる、「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）～人が変わる 組織が変わる 社会が変わる～」を策定いたしました。この計画により、人から組織、さらには社会へと、男女共同参画の輪を広げ、男女がともに夢や希望を実現することに向けて、引き続き全力を注いでまいりますので、県民の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

計画の策定にあたり、専門的な立場から熱心にご審議いただいた「茨城県男女共同参画審議会」の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提案をいただいた県民の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

茨城県知事 橋本 昌



# 目次

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

I 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	2
3 計画の性格	3
4 計画の考え方	4
5 計画の体系	6
6 計画の期間	7
II 計画策定の背景	
1 世界の歩み	8
2 日本の歩み	9
3 茨城県の歩み	11
III 男女共同参画を取り巻く潮流	
1 少子化・人口減少社会の進行	13
2 高齢化の進展	16
3 個人の価値観とワーク・ライフ・バランスの現実	18
4 就業状況を巡る変化	21

## 第2章 基本計画

I 計画を推進するための基本的方向	
基本目標 I 様々な分野における男女共同参画の推進～人が変わる～	23
重点課題 1 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍	24
重点課題 2 政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大	28
重点課題 3 女性の更なる社会への参画の促進	32
重点課題 4 地方創生と地域社会における男女共同参画の促進	35
基本目標 II 持続可能で多様な働き方のための環境の整備～組織が変わる～	38
重点課題 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	39
重点課題 2 雇用の場における平等の確保・持続可能で多様な働き方のための環境整備	42
重点課題 3 女性の活躍による農山漁村の活性化	46
基本目標 III 一人ひとりの人権が尊重される幸せな社会の構築～社会が変わる～	50
重点課題 1 教育・メディア等を通じた意識の改革，理解の促進	51
重点課題 2 生涯を通じて一人ひとりが幸せに暮らせる環境の整備	55
重点課題 3 男女共同参画の視点に立った各種制度や支援の整備	61
II 推進体制と進行管理	
1 県の推進体制の充実	65
2 連携の強化	66
3 進行管理等	66
◆ 指標項目	67
◆ 付属資料	68



## 第1章 計画策定の基本的な考え方



# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## I 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

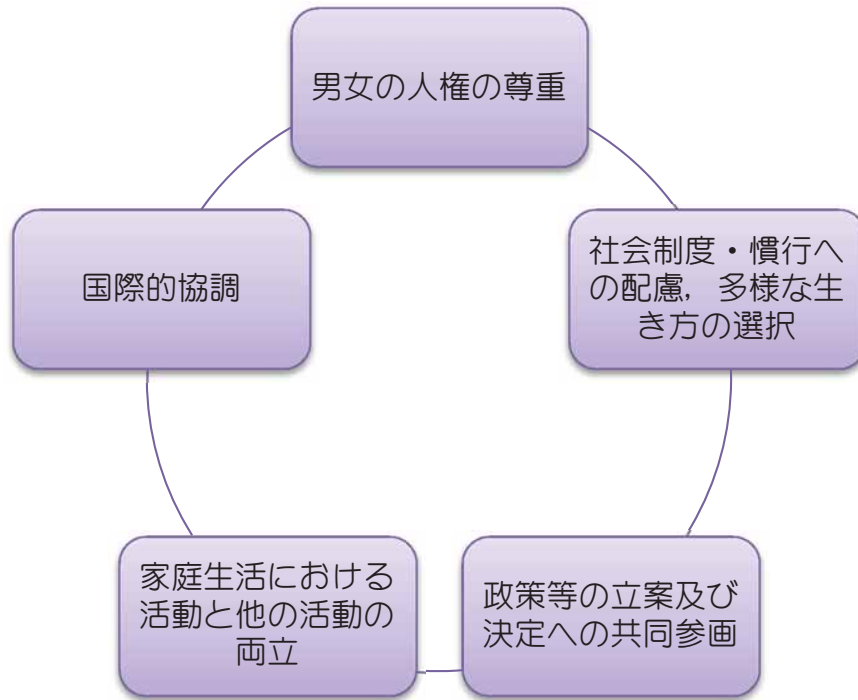
本県では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を実現するため、平成13年に制定した「茨城県男女共同参画推進条例」（平成13年茨城県条例第1号）に基づく基本的な計画として、平成23年3月に「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいき いばらきハーモニープラン」を策定（計画期間：平成23年度～平成27年度）し、県民・事業者・団体との連携・協力のもと、様々な分野において計画に基づく施策を総合的に推進し展開してきました。

しかしながらこの間、急激な人口減少、超高齢化、経済・社会のグローバル化の進行、地方社会の疲弊化、さらには東日本大震災という未曾有の大災害など、男女共同参画を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、また、国における第4次の男女共同参画基本計画の策定をはじめ、関係法制度の整備も進んでいます。こうした中で、男女共同参画に対する県民の理解は深まりつつありますが、性別による固定的役割分担意識はいまだ根強く残っております。また、社会への女性の参画はまだ少ないことや、出産、子育て期の女性で、就業希望はあるものの就業を中断せざるを得ない状況、仕事と家庭生活などとの調和についての希望と現状の乖離、女性に対する暴力件数の増加など、様々な場面における課題が存在しています。活力ある地域社会をつくるためには、県民の意識改革、女性の更なる社会参加の促進、男女の働き方の見直しなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層求められます。

このような状況を踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、新たな茨城県男女共同参画基本計画を策定します。



この計画の基本理念は、「茨城県男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき、以下のとおりとします。



### (1) 男女の人権の尊重

男女共同参画の実現のためには、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることが重要です。

### (2) 社会制度・慣行への配慮, 多様な生き方の選択

社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担などを反映して、結果として男女共同参画社会の実現を阻害する要因となるおそれがあることから、その及ぼす影響に配慮し、見直す必要があります。また、男女が性別にかかわらず多様な生き方を自らの意思で選択できる社会を築いていく必要があります。

### (3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、行政や事業者、地域などあらゆる場において、政策などの立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

#### (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に社会参画をしていくためには、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族を構成する男女が共に協力し合い、家庭生活とそれ以外の活動を両立することができるようにすることが重要です。

#### (5) 国際的協調

男女共同参画の取組は、国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや本県における国際化の進展を踏まえて、国際的な視点を持って施策を推進することが重要です。

### 3

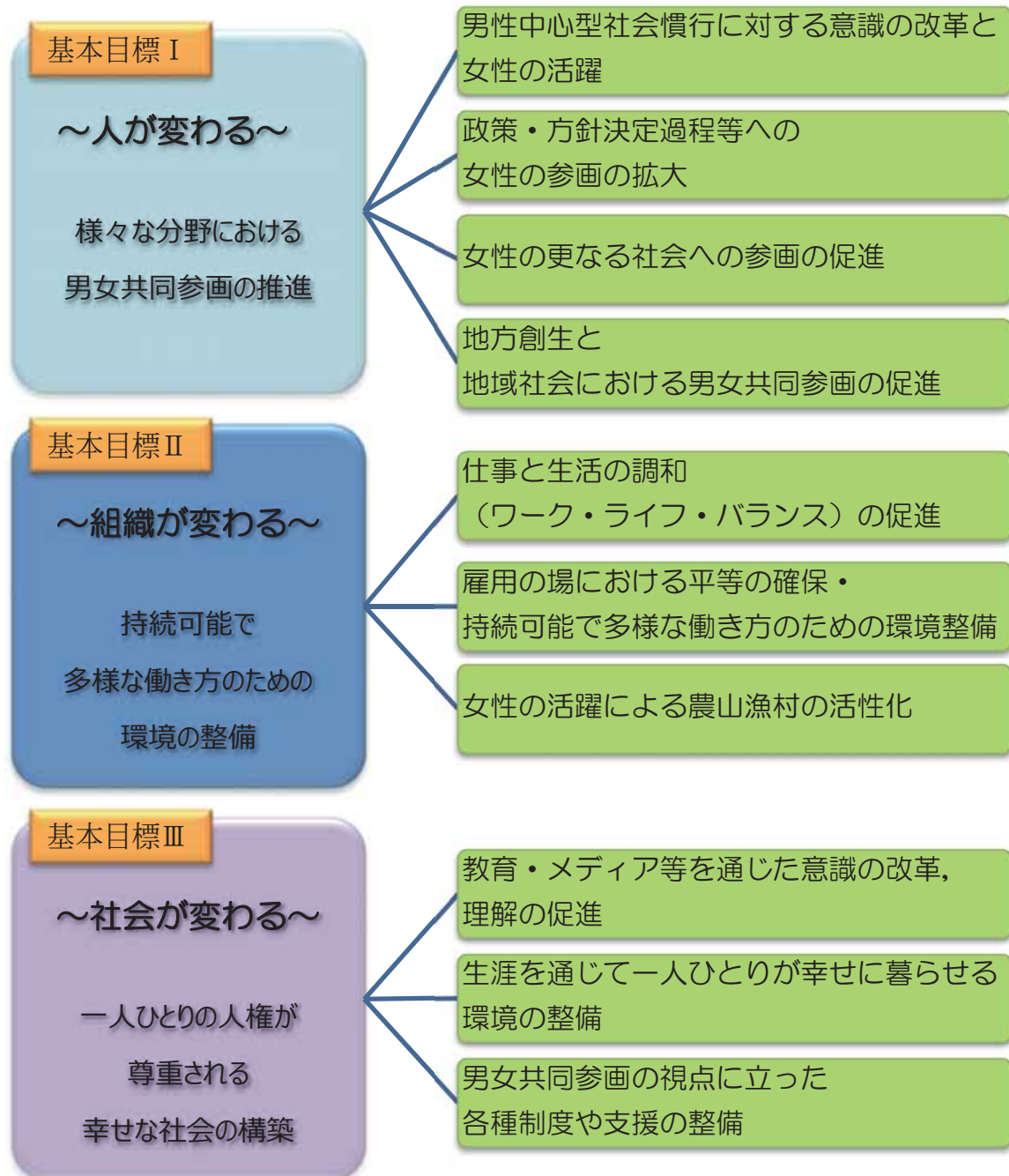
## 計画の性格

- (1) 「茨城県男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」(平成 11 年法律第 78 号) 第 14 条第 1 項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」を勘案した法定計画です。
- (3) 「茨城県男女共同参画基本計画(第 2 次)」(平成 23 年 3 月策定)を踏まえながら、新たな課題への取組を進める計画です。
- (4) 「茨城県総合計画」の部門計画として、他の部門計画との整合性を確保した計画です。
- (5) 県・県民・事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。
- (6) 市町村においても、この計画の趣旨を勘案し、地域の実情に応じた取組がなされるよう期待するものです。

## 4 計画の考え方

### (1) 3つの基本目標

この計画では、茨城県男女共同参画推進条例の基本理念を将来にわたり具現化するために、次の3つの基本目標を設定しました。



## (2) 計画で強調すべき視点

前計画策定後の社会情勢の変化や男女共同参画の進捗の状況を踏まえ、今回の計画において改めて強調すべき視点は次のとおりとし、今後更なる取組を進めます。

### <視点1> **男女共同参画等の教育・学習の充実**

学校教育の中で、男女共同参画についての学習の充実を図ることにより、多面的な視点から判断できる能力を身に付け、一人ひとりが人生設計やキャリアプランを真剣に考える必要があります。また、女性の社会参画が、社会の活性化にとって有益であることを教育し、様々な分野への女性の参画を促進する必要があります。全ての人が、固定的性別役割分担意識を持つことなく、各人の生き方や適性を考え、自らの人生を選択する能力を身につけられる教育・学習が必要です。

### <視点2> **生涯を通してすべての人が健康で幸せに暮らせる環境の整備**

「性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」に配慮し、全ての人が生涯を通じて健康を保持できるよう、総合的な取組を推進する必要があります。また、相対的貧困率の上昇を背景に、高齢者、障害者など社会生活を営む上で困難を有する人が安心して暮らせる支援体制や環境の整備も促進する必要があります。

### <視点3> **女性の活躍と社会への参画の更なる促進**

行政・企業・政治など各分野において女性の参画拡大への取組を一層促す必要があります。また、本県では、昨年度「ウィメンズパワーアップ会議」から、女性が活躍する社会づくりを茨城全体で促進するための提言を受けたところです。

活力ある経済社会を構築するため、あらゆる人材の能力の活用、多面的な視点に立った取組、新たな発想を取り入れていく必要があります。

### <視点4> **男女共同参画推進による豊かないばららしさの創出**

女性が活躍できる魅力的な場を広げる企業の取組に対する支援や、農山漁村、科学分野における女性の参画を促進する必要があります。また、地域おこし、まちづくり、観光等、男女共同参画の視点に立って地方の活性化を進めるための働きかけや支援を行い、豊かないばららしさを創出していく必要があります。

### <視点5> **子育てや介護と仕事との両立支援**

「仕事と生活の調和」は、個人の活動がより多様化している現代において、ますます重要なものとなっています。経済社会の持続可能な発展や企業の活性化、子どもにとって安らぎのある家庭環境づくりのため、子育てや介護と仕事との両立支援に関する一層の取組を推進していく必要があります。

### <視点6> **男女共同参画の視点による人権の尊重と地域防災力の向上**

男女共同参画社会を形成していく上で重要な課題である、DV(ドメスティック・バイオレンス)をはじめ、ストーカー行為、性犯罪、各種ハラスメント事案等の暴力、暴言、嫌がらせなどによる人権侵害についての対策を進める必要があります。

また、本県の復興を力強く推し進め、地域の防災力向上を図っていくためには、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立し、弱者としての女性だけではなく、支援者の側に立って力強く活躍する女性を育成していく必要があります。

## 5 計画の体系

### (1) 計画を推進するための基本的方向

#### 基本目標Ⅰ

##### 様々な分野における男女共同参画の推進 ～人が変わる～

- 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍
- 政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大
- 女性の更なる社会への参画の促進
- 地方創生と地域社会における男女共同参画の促進



人が変わる



組織が変わる



社会が変わる

#### 基本目標Ⅱ

##### 持続可能で多様な働き方のための環境の整備 ～組織が変わる～

- 仕事と生活の調和  
(ワーク・ライフ・バランス)の促進
- 雇用の場における平等の確保・  
持続可能で多様な働き方のための環境整備
- 女性の活躍による農山漁村の活性化

#### 基本目標Ⅲ

##### 一人ひとりの人権が尊重される 幸せな社会の構築 ～社会が変わる～

- 教育・メディア等を通じた意識の改革、  
理解の促進
- 生涯を通じて一人ひとりが幸せに暮らせる  
環境の整備
- 男女共同参画の視点に立った  
各種制度や支援の整備

## (2) 推進体制と進行管理

1 県の推進体制の 充実	(1)茨城県男女共同参画推進本部の運営 (2)茨城県男女共同参画審議会の運営 (3)積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進 (4)男女共同参画苦情・意見処理委員会の運営 (5)庁内関係課で構成する部会での定期的な分析・評価の実施 (6)女性プラザ男女共同参画支援室の充実強化 (7)茨城県男女共同参画推進員による地域に密着した普及啓発の推進 (8)意識や実態の調査研究，情報の収集と提供
2 連携の強化	(1)県民との連携 (2)事業者・団体・NPOなどとの連携 (3)市町村との連携及び支援 (4)国及び各都道府県との連携 (5)教育機関との連携
3 進行管理等	(1)進行管理 (2)公表

## 6 計画の期間

計画期間は，平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。



## Ⅱ 計画策定の背景

### 1 世界の歩み

- (1) 本格的な男女共同参画への動きとしては、国際連合において、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」とし、同年メキシコシティーで開かれた「国際婦人年世界会議」において、各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」が採択され、また、同会議の勧告を受けて、1976 年から 1985 年までを「国連婦人の 10 年」とすることが決定されて、「平等・開発・平和」を目標に女性の地位向上のための取組が始められたことによります。
- (2) 昭和 54 年（1979 年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が国連総会で採択され、翌年コペンハーゲンで開催された「国連婦人の 10 年中間年世界会議」において署名式が行われ、その批准に向けて世界各国での取組が活発となりました。
- (3) 昭和 60 年（1985 年）、「国連婦人の 10 年ナイロビ世界会議」が開催され、西暦 2000 年に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべきガイドラインとして、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」という。）が採択されました。
- (4) 平成 7 年（1995 年）9 月、「第 4 回世界女性会議」が北京で開催され、「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。この「行動綱領」には、女性と健康、女性に対する暴力、意思決定における女性などの 12 の課題が示され、「北京宣言」は「平等・開発・平和」のためにあらゆる分野における女性の参画を求めたものでした。
- (5) 平成 12 年（2000 年）6 月、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。
- (6) 平成 17 年（2005 年）2 月、ニューヨークで第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。
- (7) 平成 18 年（2006 年）6 月、東京にて「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマとし、男女共同参画の重要性、男女共同参画の取組や推進にあたっての課題などについて意見交換を行い、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。
- (8) 平成 22 年（2010 年）3 月、ニューヨークで第 54 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）が開催され、「北京宣言・行動綱領」及び第 23 回国連特別総会の成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年の婦人の地位委員会の宣言を再確認し、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。

- (9) 平成 23 年 (2011 年), ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) が発足しました。
- (10) 平成 26 年 (2014 年)3 月, ニューヨークで第 58 回国連婦人の地位委員会が開催され, 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。
- (11) 平成 27 年 (2015 年) 3 月, ニューヨークで第 59 回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+20」) が開催され, 「北京宣言及び行動綱領」, 第 23 回国連特別総会成果文書並びに第 4 回世界女性会議 10 周年及び 15 周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し, 完全実施に取り組むための宣言が採択されました。

## 2 日本の歩み

- (1) 昭和 20 年 (1945 年), 日本では婦人参政権の付与が決定され, 同年 12 月には「衆議院議員選挙法」の一部改正により, 婦人参政権が具体化されました。翌年 11 月, 「法の下での平等」が記された「日本国憲法」が公布されました。
- (2) 昭和 50 年 (1975 年), 総理府に「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題担当室」が設置され, 昭和 52 年 (1977 年), 「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定されました。
- (3) 昭和 55 年 (1980 年) に署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため, 国内法の整備が進められ (昭和 59 年 (1984 年), 「国籍法」及び「戸籍法」改正, 昭和 60 年 (1985 年), 「国民年金法」改正, 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」 (男女雇用機会均等法) 成立など), 同条約を昭和 60 年 (1985 年) に批准しました。
- (4) 昭和 62 年 (1987 年) 5 月, 「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され, 平成 6 年 (1994 年), 総理府に「男女共同参画室」, 「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画推進本部」が設置されました。
- (5) 平成 8 年 (1996 年), 男女共同参画審議会の答申「男女共同参画ビジョン」を受けて, 新たな国内行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。
- (6) 平成 11 年 (1999 年) 6 月, 男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され, 男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられ, 社会のあらゆる分野において施策の推進が図られることとなりました。



- (7) 平成 12 年（2000 年）12 月，我が国初の法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定され，あらゆる社会システムに男女共同参画の視点を反映させることを重視し，推進体制の強化が図られることとなりました。
- (8) 平成 13 年（2001 年）1 月，中央省庁等改革により，新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」が設置されました。
- (9) 平成 15 年（2003 年）6 月，男女共同参画推進本部において，社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成 32 年（2020 年）までに少なくとも 30%程度になることを期待し，女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。同年には，「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。
- (10) 平成 17 年（2005 年）12 月，「男女共同参画基本計画（第 2 次）」が閣議決定されました。
- (11) 平成 19 年（2007 年）7 月，官民トップ会議において，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。また同年には，「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）が，「公正な待遇の実現」を目指して改正されました。
- (12) 平成 20 年（2008 年）4 月，男女共同参画推進本部において「女性の参画加速プログラム」が決定されました。
- (13) 平成 22 年（2010 年）12 月，「男女共同参画基本計画（第 3 次）」が閣議決定されました。また，「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が改訂されました。
- (14) 平成 25 年（2013 年）6 月，「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正されました（平成 26 年 1 月施行）。
- (15) 平成 25 年（2013 年）6 月に「日本再興戦略」が閣議決定され，その中核に女性の活躍推進が位置付けられました。
- (16) 平成 26 年（2014 年）6 月に「『日本再興戦略』改訂 2014」が閣議決定され，改めて女性の活躍推進が大きな柱に掲げられました。
- (17) 平成 26 年（2014 年）10 月に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が内閣府に設置されました。
- (18) 平成 27 年（2015 年）6 月に「『日本再興戦略』改訂 2015」が閣議決定され，過去 2 年と同様に，女性の活躍推進が成長戦略の一つとして位置付けられました。
- (19) 平成 27 年（2015 年）9 月，女性が，職業生活において，その希望に応じて十分に能力を発揮し，活躍できる環境を整備するため，「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。
- (20) 平成 27 年（2015 年）12 月，「男女共同参画基本計画（第 4 次）」が閣議決定されました。

### 3

## 茨城県の歩み

- (1) 本県においては、昭和 53 年（1978 年）に婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課を設置し、男女共同参画への取組が始まりました。
- (2) 昭和 55 年（1980 年）、担当課が婦人児童課となり、「第 2 次県民福祉基本計画」において「婦人の福祉の向上」として位置付けられました。
- (3) 昭和 61 年（1986 年）、「新県民福祉基本計画」において「女性の地位向上と社会参加の促進」として位置付けられました。
- (4) 昭和 62 年（1987 年）、女性教育に関する研修・交流・情報提供などを行い、女性教育の振興を目的として茨城県立婦人教育会館を設置しました。
- (5) 平成 2 年（1990 年）、婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受けて、平成 3 年（1991 年）3 月に「いばらきローズプラン 21」を策定しました。同年 8 月、いばらきローズプラン 21 推進委員会を設置する一方、庁内の推進体制として「茨城県女性対策推進本部」を設置し、女性行政施策の推進を図るための体制を整備しました。
- (6) 平成 6 年（1994 年）、福祉部に女性青少年課を設置して、より一層の施策の推進に取り組むこととなりました。
- (7) 平成 7 年（1995 年）、「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」として位置付けられ、翌年 2 月、県が取り組むべき女性施策の指針として、男と女のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。「いばらきハーモニープラン」は平成 7 年度から平成 17 年度までの基本構想、基本計画と、平成 11 年度までの実施計画を定めたものであり、平成 12 年（2000 年）3 月に、少子・高齢化への対応などを盛り込んだ「後期実施計画」（平成 12 年度から平成 17 年度まで）を策定しました。
- (8) 平成 9 年（1997 年）、茨城県立婦人教育会館の名称を茨城県女性プラザに改名し、茨城県鹿行生涯学習センターを併設しました。
- (9) 平成 11 年（1999 年）4 月、女性青少年課が福祉部から知事公室へ組織が改編されました。
- (10) 平成 13 年（2001 年）3 月、「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、4 月から施行しました。同時に、「茨城県男女共同参画審議会」を設置し、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」とする名称の変更など推進体制の整備を行いました。
- (11) 平成 14 年（2002 年）3 月、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくために、法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」（平成 13 年度から平成 22 年度まで）を策定し、新たな歩みが始まりました。また、基本計画に定める重点課題ごとに具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」（平成 13 年度から平成 17 年度まで）を策定しました。

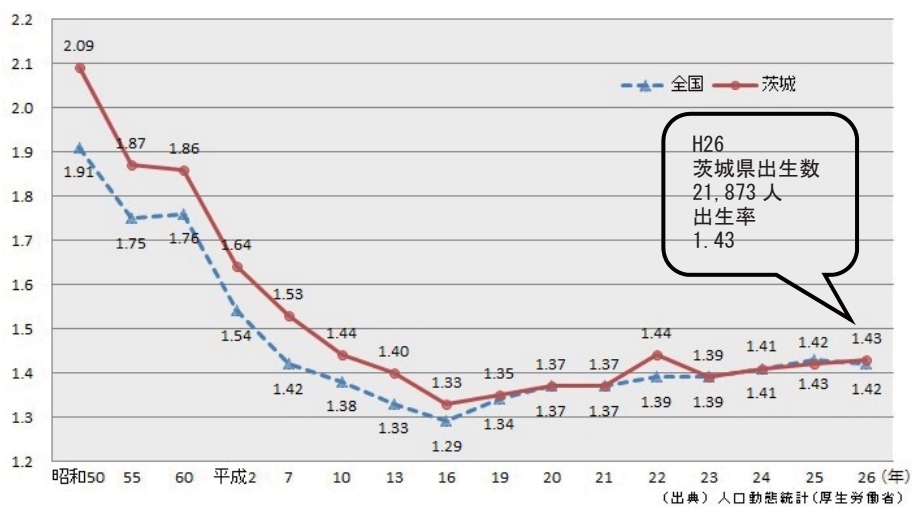
- (12) 平成 14 年（2002 年）3 月，男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる苦情やその他の意見を処理するため，「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置しました。
- (13) 平成 17 年（2005 年）4 月，男女共同参画施策を推進するための拠点施設として「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設しました。
- (14) 平成 18 年（2006 年）3 月，当初の「茨城県男女共同参画実施計画」の計画期間が終了することに伴い，新たな「茨城県男女共同参画実施計画」（平成 18 年度から平成 22 年度まで）を策定しました。
- (15) 平成 19 年（2007 年）12 月，県民誰もが快適な生活を享受できる社会づくりを目指し，「いばらきの快適な社会づくり基本条例」を制定し，平成 22 年（2010 年）3 月，「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」を策定しました。
- (16) 平成 23 年（2011 年）3 月，当初の「茨城県男女共同参画基本計画」の計画期間が終了することに伴い，新たな「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）」（平成 23 年度から平成 27 年度まで）を策定しました。
- (17) 平成 26 年（2014 年），女性が輝く社会の実現を目指すため，産業・経済など様々な分野における女性の活躍を推進するための方策を検討する「ウイメンズパワーアップ会議」を設置しました。結果，「ウイメンズパワーアップ会議からの提言～チェンジ！チャレンジ！いばらきウーマン！！～」の提言書を受けました。

### Ⅲ 男女共同参画を取り巻く潮流

#### 1 少子化・人口減少社会の進行

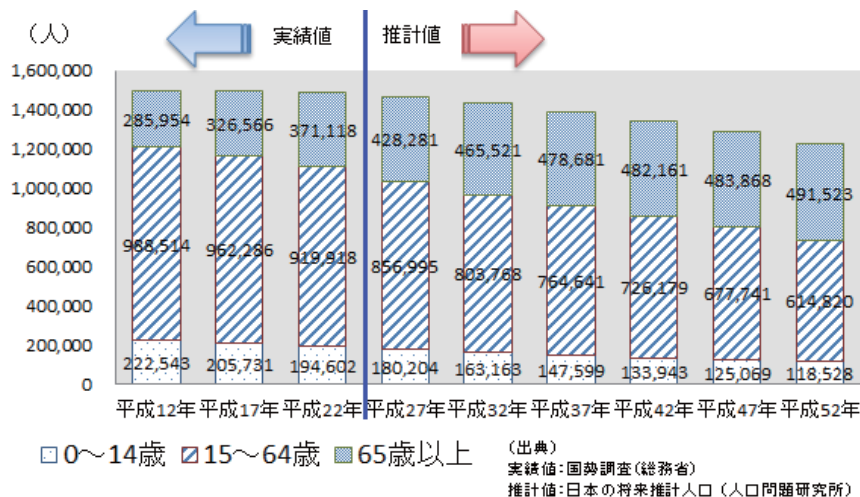
- 平成26年の本県の合計特殊出生率（1人の女性が一生に産む子どもの平均数を表す統計上の指標）は1.43と、全国値の1.42を0.01ポイント上回っています。しかしこれは、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準）である2.07を大きく下回る状況です【図1】。

【図1】合計特殊出生率の推移（茨城県と全国の比較）



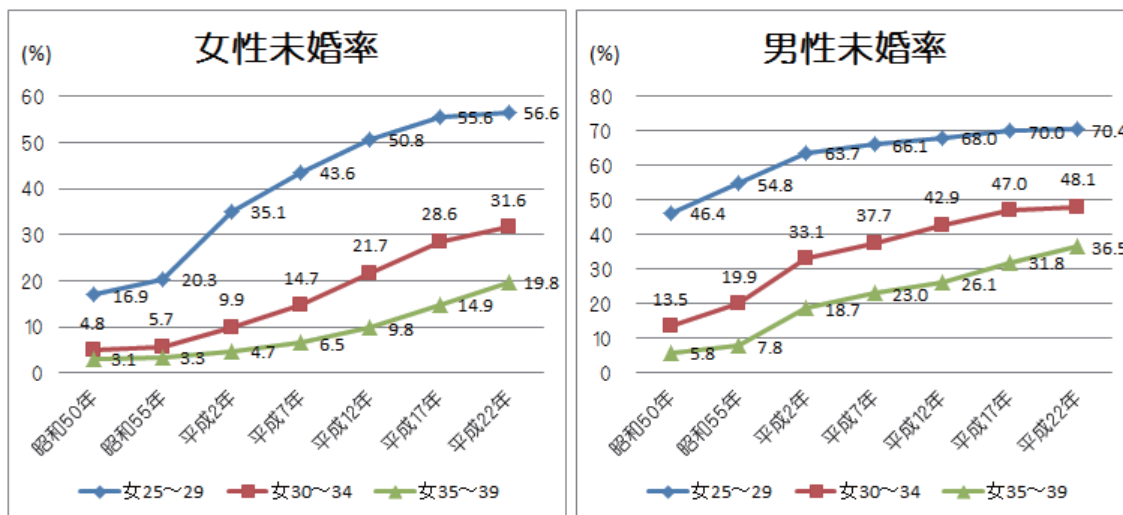
- 今後も少子化が一層進行し、本格的な人口減少社会が到来する中、経済・社会全般への大きな影響が強く懸念されております。特に若年女性の減少は、出生数減による自然減の観点からも、大きな問題となっています【図2】。

【図2】年齢別人口の推移（茨城県・女性）



- 本県の未婚率は、25歳から29歳までで見ると、昭和50年（1975年）では、男性が46.4%、女性が16.9%でしたが、平成22年（2010年）には、男性が70.4%、女性が56.6%と大幅に上昇しています【図3】。

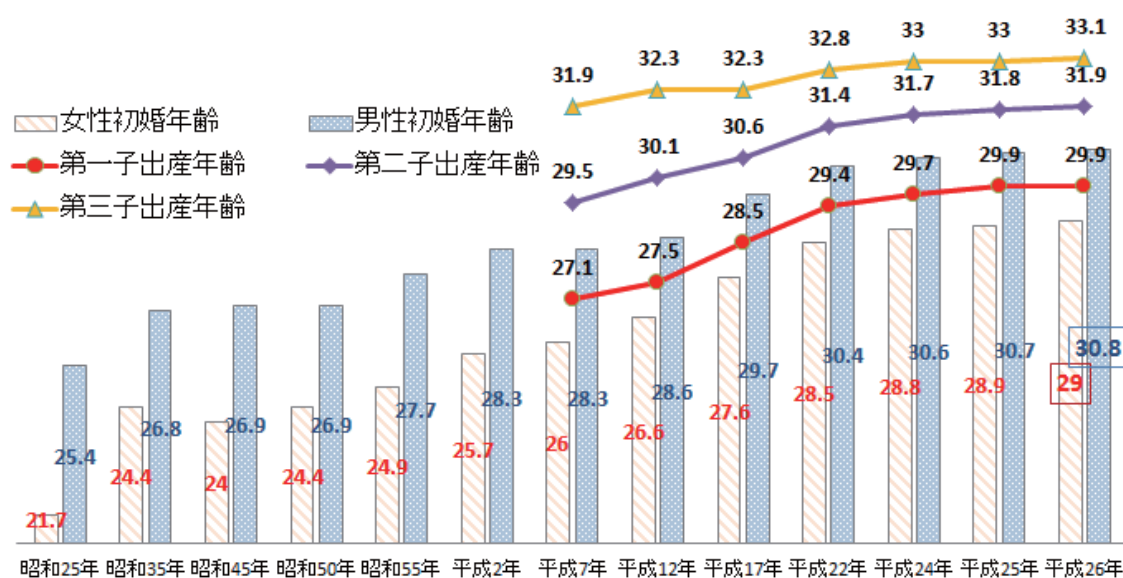
【図3】未婚率の推移（茨城県）



（出典）「国勢調査」（総務省）

- 平均初婚年齢については、昭和50年（1975年）と平成26年（2014年）を比較すると、男性が26.9歳から30.8歳、女性が24.4歳から29.0歳と大きく上昇しています。また、初婚年齢が遅くなる晩婚化が進行すると、それに伴い、出産年齢も高くなるという晩産化の傾向が分かります【図4】。

【図4】平均初婚年齢・出生順位別出産年齢の推移（茨城県）

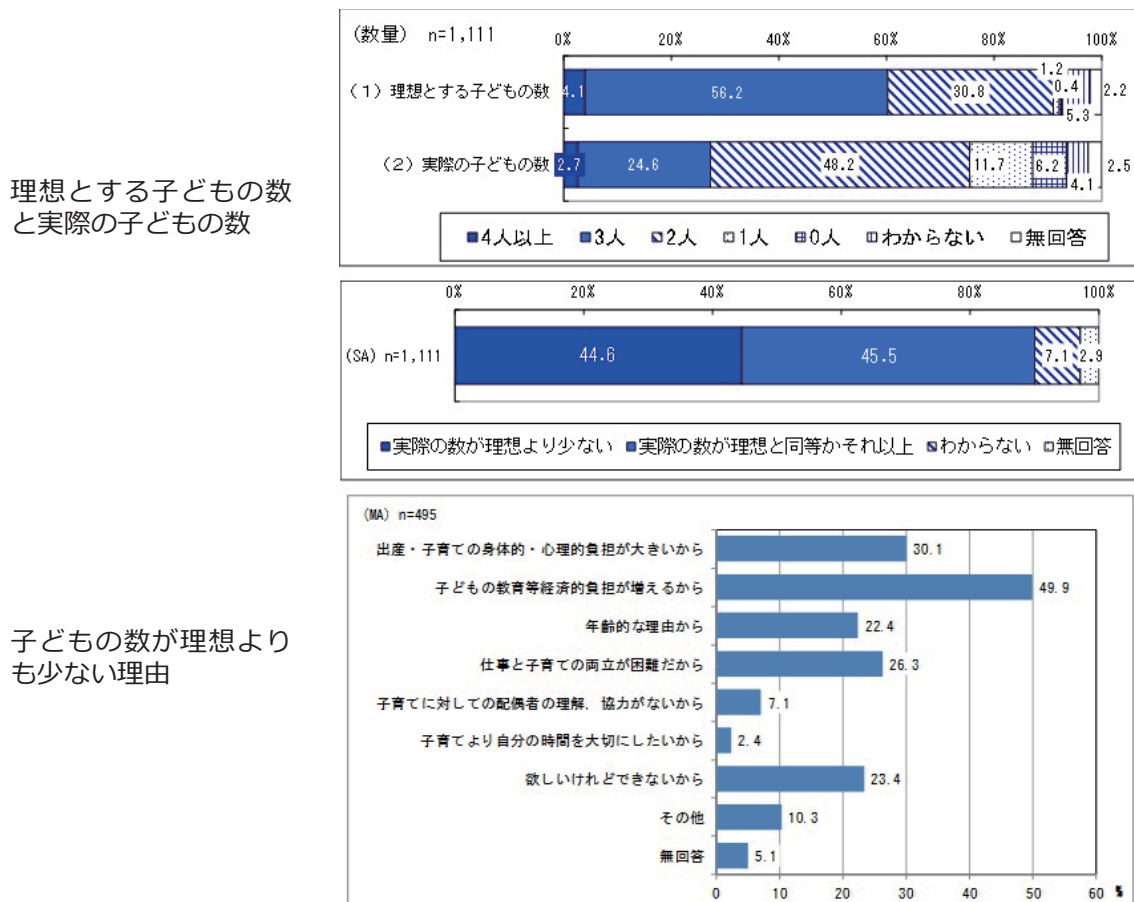


（出典）「人口動態統計」（厚生労働省）



- 平成 26 年度茨城県男女共同参画社会県民意識調査（以下「県民意識調査」という。）によると、県民の 44.6%が「理想とする子どもの数と比べて実際の子どもの数が少ない」と回答しており、その理由として、「子どもの教育など経済的負担が増えるから」、「出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいから」、「仕事と子育ての両立が困難だから」などが挙げられています【図 5】。

【図 5】理想とする子どもの数と実際の子どもの数（茨城県）



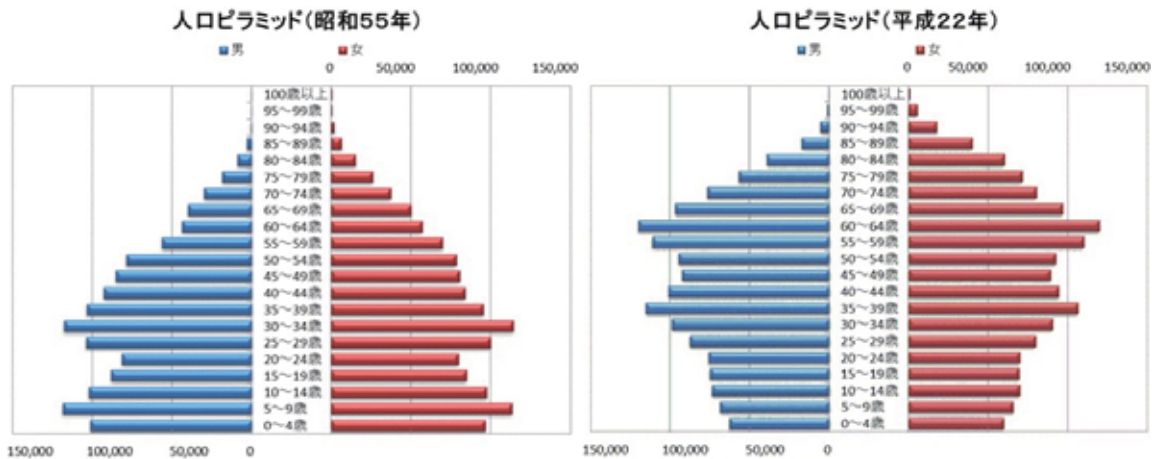
(出典)「平成 26 年度茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書」(県女性青少年課)

少子化の背景には様々な要因が考えられますが、経済・社会面への影響を考えると、個人の意思を尊重しつつ、男女の協力はもとより、職場や地域の協力をはじめとする多様なネットワークの形成を通じて、社会全体で結婚から妊娠・出産、さらに育児まで、ライフステージに応じた切れ目のない支援への取組が求められています。

## 2 高齢化の進展

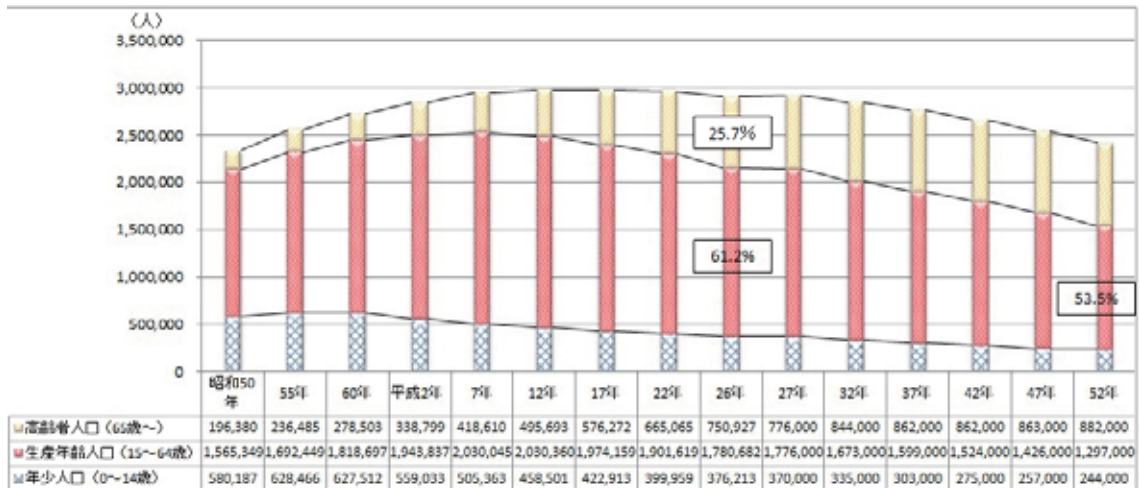
○ 本県の高齢者人口（65歳以上の人口）は年々増え続けており【図6-1】，平成26年10月1日現在で750,927人となっています。これは，本県総人口（2,921,184人）の25.7%を占めており，県民の4人に1人が高齢者ということを示しています。そして，今後も高齢化率は上昇し続けることが予想されています【図6-2】。

【図6-1】人口ピラミッド（茨城県）



（出典）県統計課データ

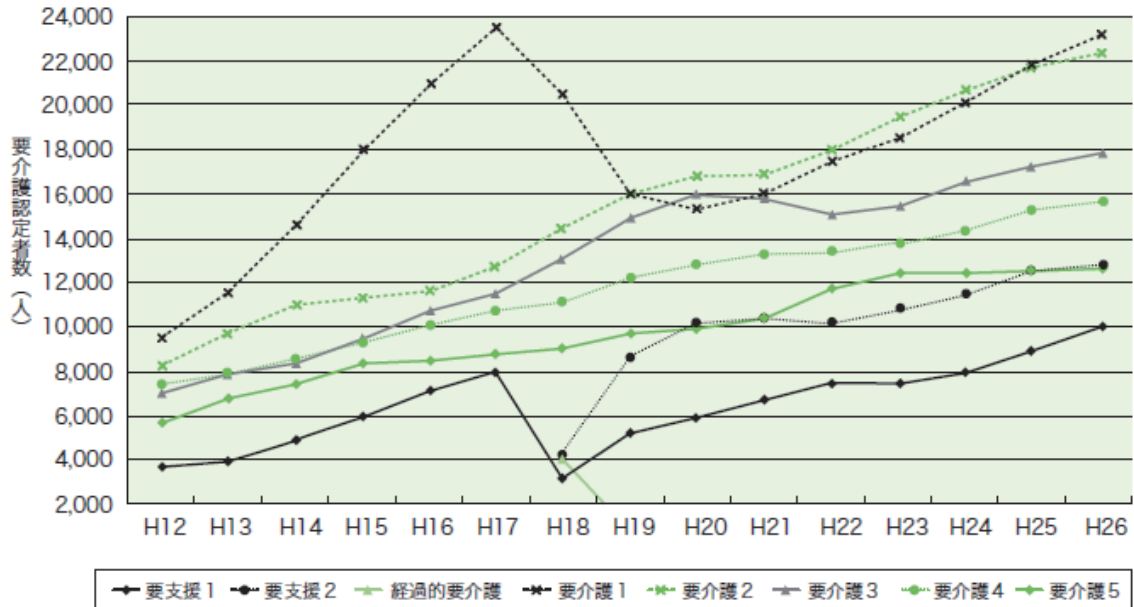
【図6-2】本県における年齢3区分人口の推移と将来推計人口（茨城県）



（出典）平成22年までは「国勢調査」，平成26年は企画部統計課 平成26年10月1日現在「常住人口調査」，平成27年からは，国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）

○ 高齢者に関しては介護の問題も切実です【図7】。

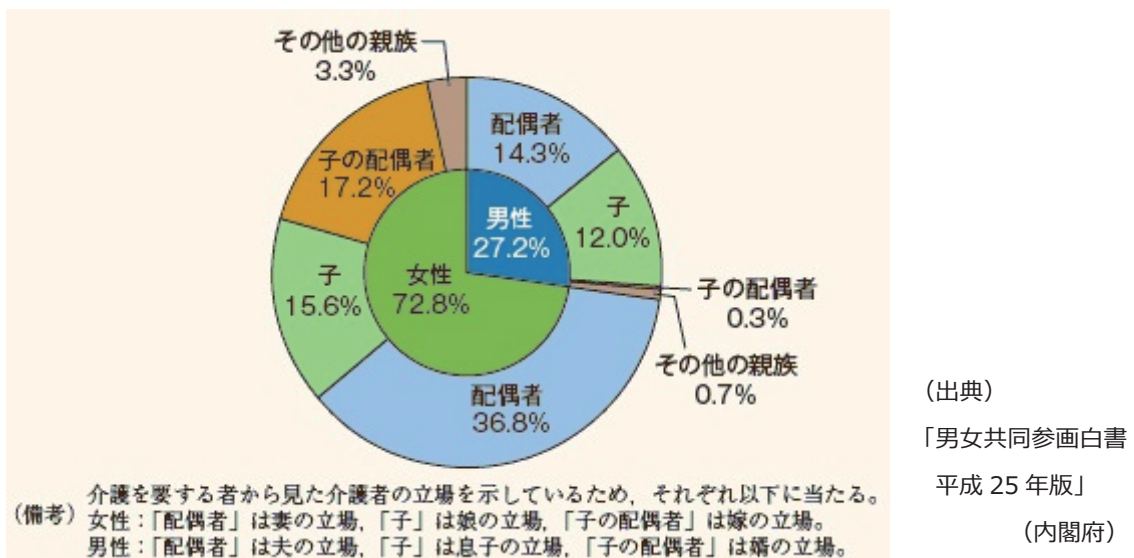
【図7】 要介護認定者数（茨城県）



（出典）「第6期いばらき高齢者プラン21」（県長寿福祉課）

○ 家族介護者の7割以上が女性です。また、男性に比して女性は配偶者（夫）の親の介護を担っていることが分かります【図8】。

【図8】 介護時間が「ほとんど終日」の同居の主な介護者割合（全国）



女性の社会参画の促進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のためには、介護についての性別による固定的役割分担意識を解消するとともに、介護サービスの充実を図る必要があると考えられます。

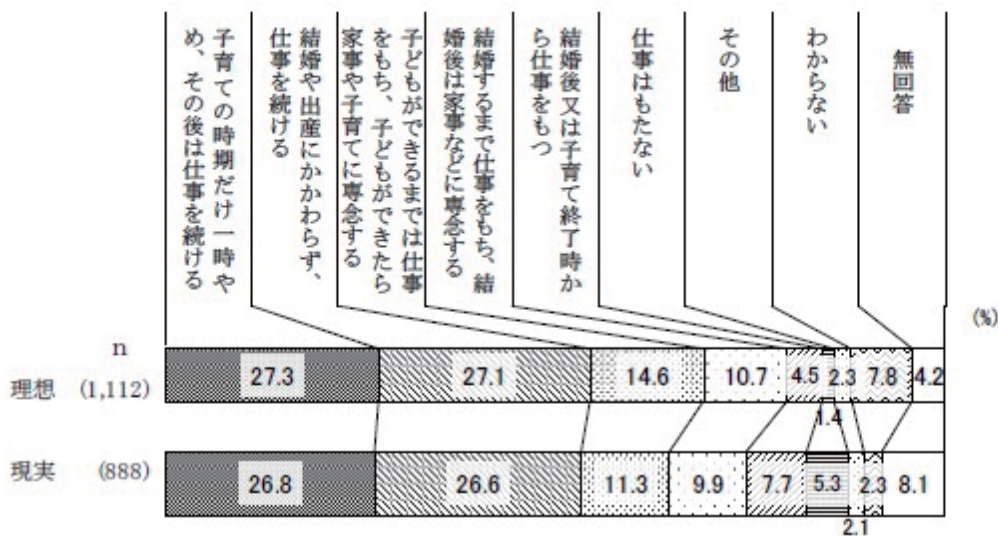


### 3 個人の価値観とワーク・ライフ・バランスの現実

- 仕事への関わり方、特に女性が働くことについて、個人の価値観やライフスタイルは多様化しています。本県が行った平成 26 年度県政世論調査によると、女性の結婚や出産後の働き方について、理想としては、「子育ての時期だけ一時やめ、その後は仕事を続ける」(27.3%)と「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」(27.1%)が約 3 割と高くなっています。現実としては、「子育ての時期だけ一時やめ、その後は仕事を続ける」(26.8%)、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」(26.6%)が 2 割台半ばと高くなっています【図 9】。

【図 9】仕事へのかかわり方

あなたは、女性の結婚や出産後の働き方について、「理想」はどうあるべきだと思いますか。また、あなたの家庭では「現実」にはどうですか。それぞれ次の中から 1 つだけ選んでください。(※「現実」については、配偶者のいる方のみお答えください。)



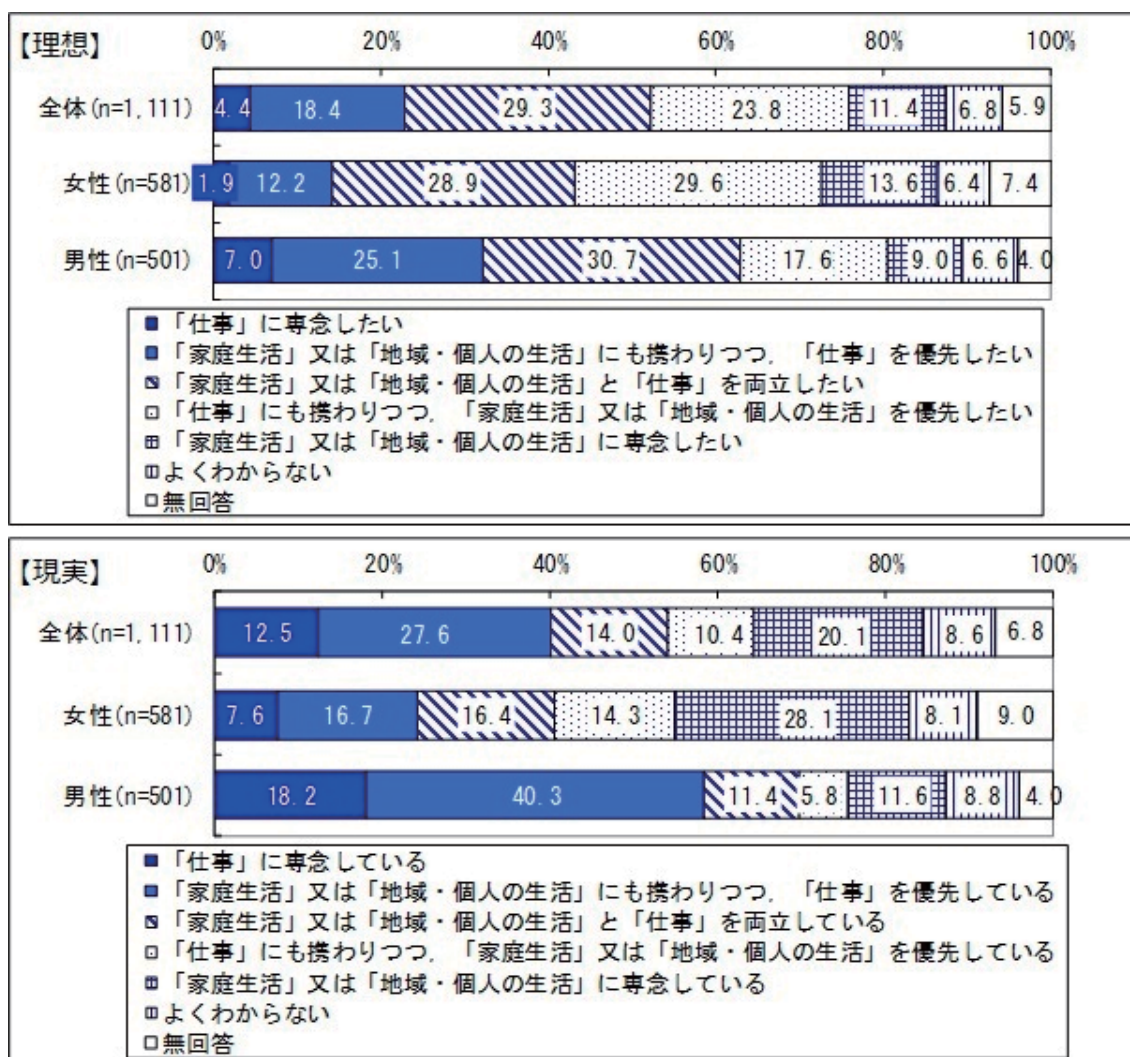
(出典) 平成 26 年度県政世論調査結果 (県広報広聴課)

- 内閣府の平成 27 年版男女共同参画白書によると、平成 26 年度において、夫婦ともに雇用者の共働き世帯 (1,077 万世帯) は、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯 (720 万世帯) を上回っていることが分かります【図 10】。



- 県民意識調査でも、仕事、家庭生活等の調和について、理想は、「仕事と家庭生活等を両立したい」が 29.3%と最も高く、次いで「仕事にも携わりつつ家庭生活等を優先したい」が 23.8%となっています。しかし現実には、「家庭生活等にも携わりつつ仕事を優先している」が 27.6%と最も高く、次いで「家庭生活等に専念している」が 20.1%となっており、理想と現実の間に乖離が生じています【図 12】。

【図 12】 家庭生活等の優先度（茨城県）



(出典)「平成 26 年度男女共同参画社会県民意識調査報告書」(県女性青少年課)

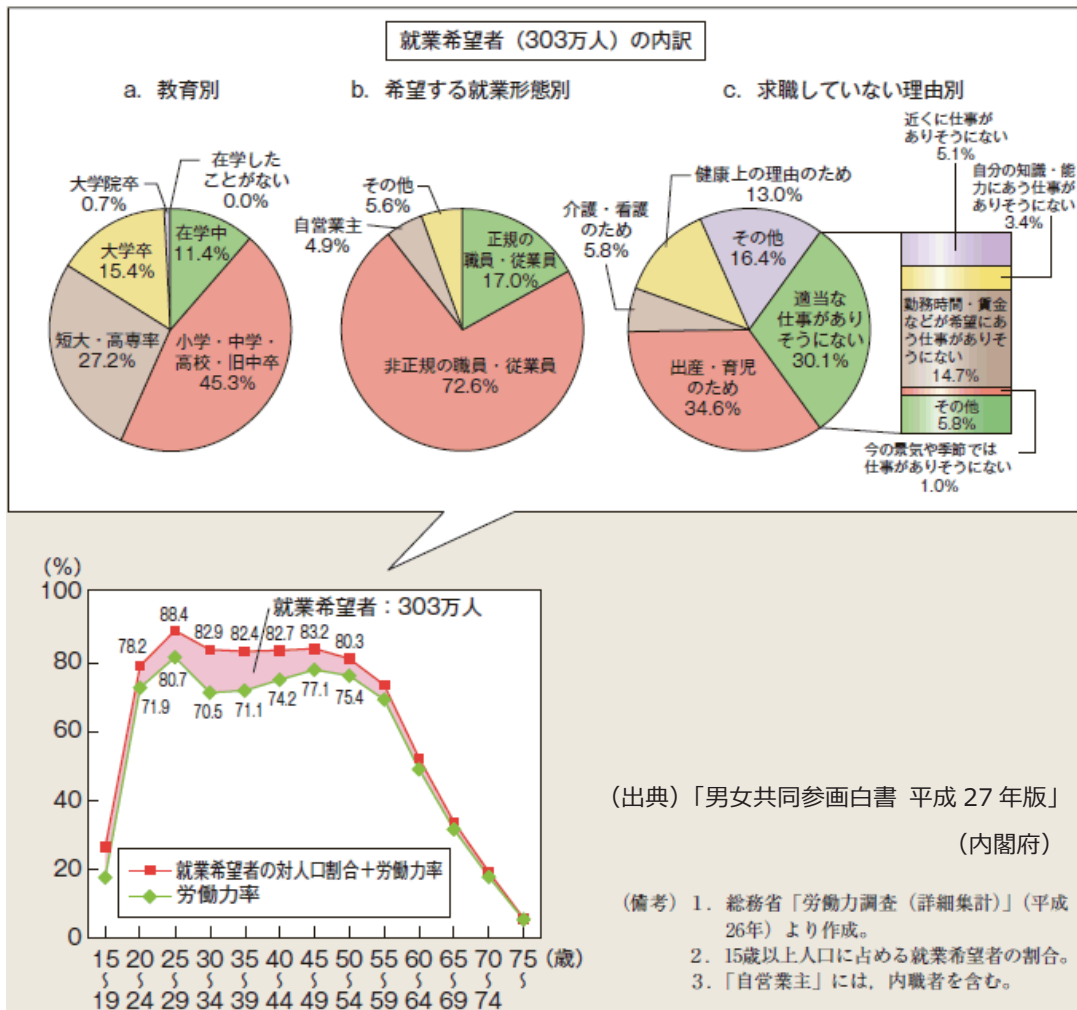
働き方の見直しや意識改革を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することで、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動においても、一人ひとりが希望する生き方が選択できる社会づくりが求められています。男性中心型長時間労働の是正とワーク・ライフ・バランスは、密接な関係にあるため、女性の活躍によって両方が同時に達成される必要があります。

## 4 就業状況を巡る変化

○ 人口減少・少子高齢化により、本県でも総人口に対する生産年齢人口（15歳から64歳まで）の割合が、平成26年の61.2%から平成52年には53.5%に減少することが予想されており、経済成長力の低下につながることを懸念されています【図6-2（P16）】。その中で、女性の労働力が注目されており、国においても、成長戦略の一環として、女性の活躍推進が位置付けられています。

女性の労働力率を年齢階級別にみると、徐々に改善はしてきているものの、依然として30歳代を底とするM字カーブを描き、結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。しかし、就業希望者を労働力人口に加えて算出した潜在的労働力率をみると、M字のくぼみは小さくなります。これは、就業希望はあるものの実現できないという状況を示しています。第一子出産を機に女性は離職し、働きたいという希望を持ちながらも労働市場に参加できていない女性が約300万人存在しています【図13】。

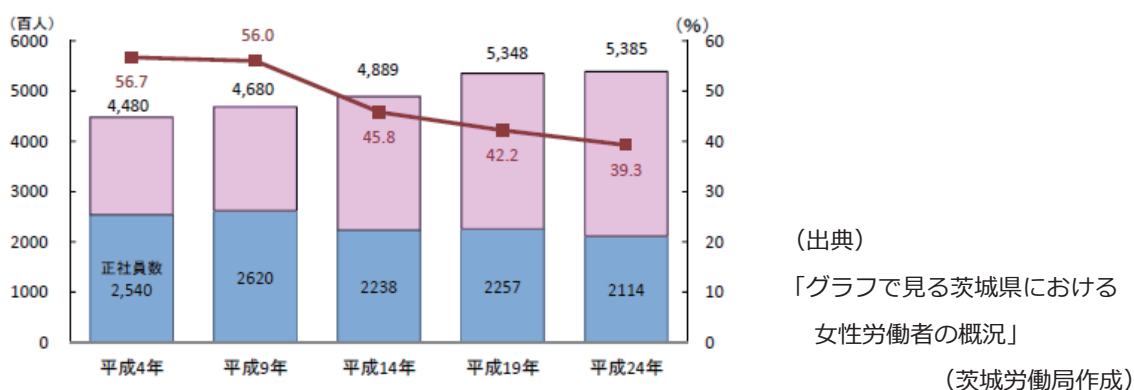
【図13】女性の非労働力人口（2,908万人）のうち女性就業希望者（303万人）の内訳





- 正規雇用と非正規雇用という、働き方の二極化も、重要な課題となっています。非正規雇用には、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの問題が指摘されています。その結果、正規・非正規労働者間の賃金等処遇の格差、雇用の不安定性などの問題が生じています。女性の正規労働者率は減少を続けており、パートタイムなどの非正規労働者が増加しています【図 14】。加えて、正規雇用者の長時間労働を前提とした働き方が、働き方の二極化を進める要因の一つともされており、正規・非正規を通じた働き方改革の必要があります。

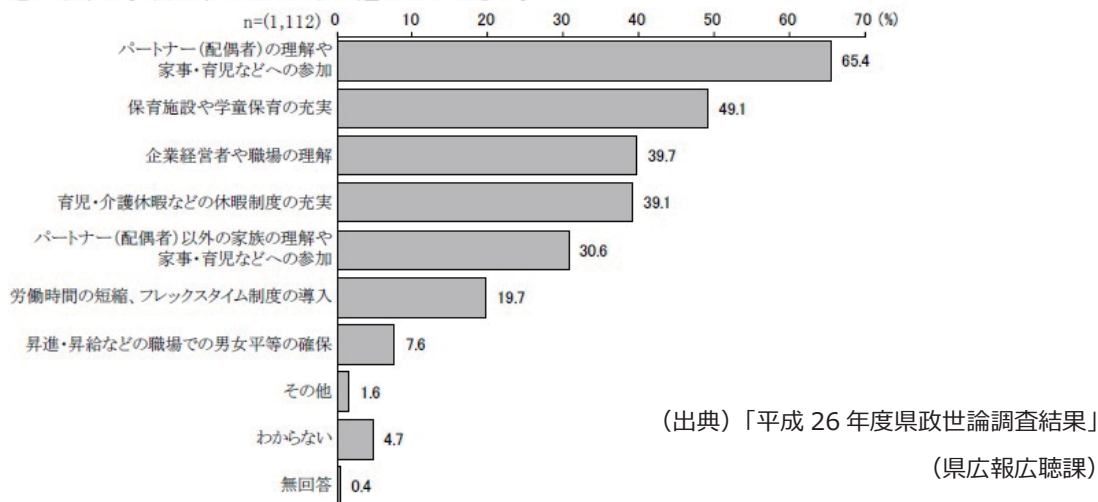
【図 14】女性雇用者に占める正社員の割合（茨城県）



- 女性が出産後も退職せずに働き続けるために重要なこととしては、「パートナー（配偶者）の理解や家事・育児などへの参加」（65.4%）が6割台半ばと最も高くなっています。次いで、「保育施設や学童保育の充実」（49.1%）が4割台、「企業経営者や職場の理解」（39.7%）、「育児・介護休暇などの休暇制度の充実」（39.1%）、「パートナー（配偶者）以外の家族の理解や家事・育児などへの参加」（30.6%）が3割台で続いています。【図 15】。

【図 15】女性が働き続けるために必要なこと（茨城県）

あなたは、女性が出産後も退職せずに働き続けるためには、どのようなことが重要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。



## 第2章 基本計画



## 第2章 基本計画

### I 計画を推進するための基本的方向

#### 基本目標 I 様々な分野における男女共同参画の推進 ～人が変わる～

男女共同参画社会を実現するためには、全ての人が男女共同参画の視点を持って主体的に社会のあらゆる分野に参画していくことができるよう、自らが意識・行動を変革していくとともに、それを支援する環境が整備される必要があります。

「夫は仕事・妻は家庭」との固定的な性別役割分担意識の解消や長時間労働の抑制などの問題を解決するためには、男女共同参画を進め、男性の働き方の見直しを進めることが重要です。また、親の長時間労働は、子どもにとって安らげる家庭であるための成育環境を整備するうえで、阻害要因にもなっています。さらに、家事・育児や地域活動などへの男性の参画促進について、意識啓発や支援を進める必要があります。

また、政策の立案や決定の過程に、男女の考え方や意見を反映させることができるようにするため、政策・方針決定過程の場への女性の更なる参画を促進する必要があります。

さらに、これまで少なかった、女性が活躍できる分野を拡大し、その能力を十分に発揮して社会に参画する機会を増やすことが、地域振興や経済の活性化につながると考えられます。

あわせて、県民・事業者・団体が、男女共同参画の視点を持って地域の様々な課題を解決し、個性豊かで魅力ある地域づくりを進めていけるよう、地域における男女共同参画を推進する必要があります。



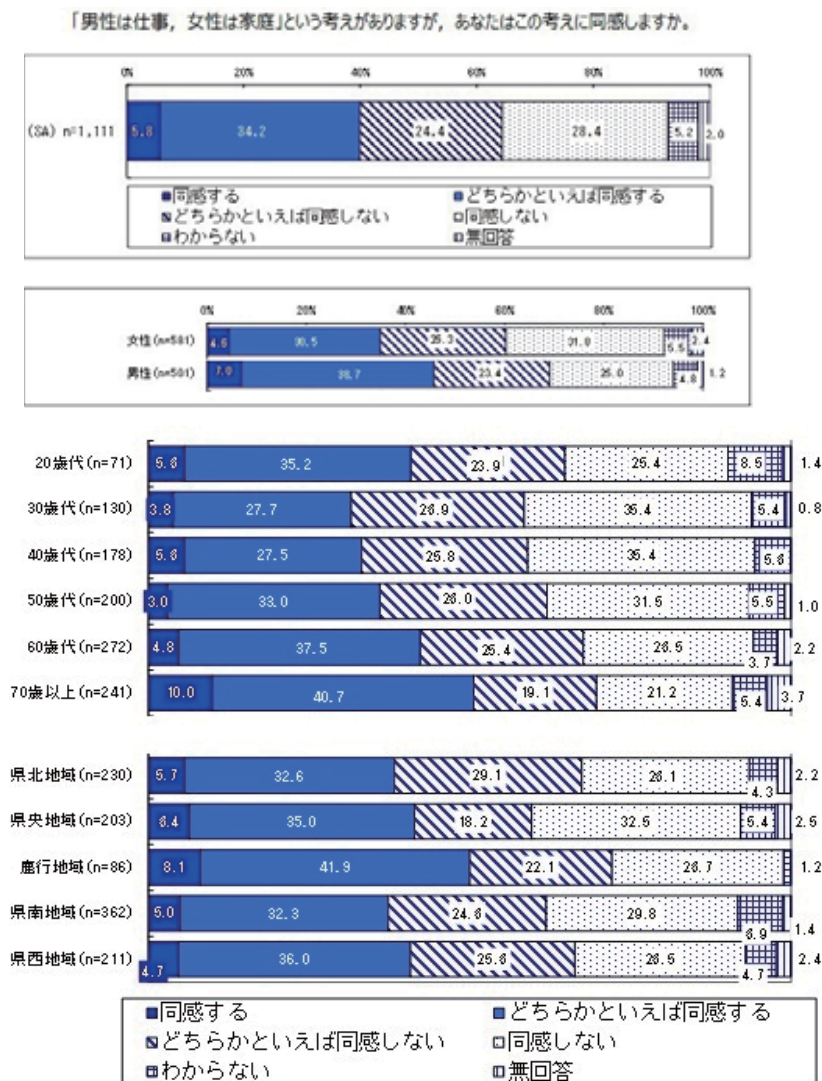
## 重点課題 1

# 男性中心型社会慣行に対する意識の改革と女性の活躍

### 〔現状と課題〕

- 社会制度や慣行の中には、性別による固定的役割分担意識や、男女の適性や能力についての固定観念を前提とするものが数多く残されています。県民意識調査によると、性別による固定的役割分担意識を持っていない県民の割合は徐々に増加していますが、女性より男性の方が強く持っていることが示されており、世代間及び地域間でも差異があります。本県の固定的性別役割分担意識はいまだ根強く残っていると考えられます【図 16】。

〔図 16〕 性別による固定的役割分担意識（茨城県）

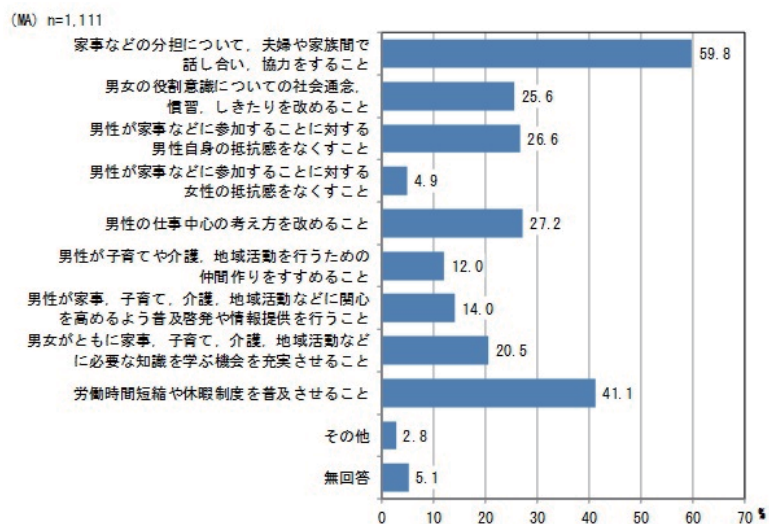


(出典)「平成 26 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書」(県女性青少年課)

男女が、自らの意思によって多様な生き方を選択し、社会のあらゆる分野で個性や能力を発揮できるよう、性別による固定的役割分担意識を解消していく必要があります。

- 一人ひとりの多様な生き方を尊重し、全ての人が家庭、地域、職場などあらゆる分野で活躍できる社会を構築していくためには、男性の視点からも、男女共同参画を捉えていくことが必要です。共働き世帯の増加など、近年の社会経済情勢の変化を踏まえると、従来の男性中心型の労働慣行等を見直し、長時間労働の解消につなげていく、働き方の改革が不可欠です。
- 家事・育児や介護、地域活動などに参加していくことが、男性自身の多様な価値観の醸成につながり、職務を遂行していくうえでの視野の拡大につながるなど、男性自身のキャリア形成にとっても大切であると考えられます。  
 県民意識調査では、男性が女性とともに家事・育児・介護や、地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして、「家事などの分担について、夫婦や家族間で話し合い、協力すること」(59.8%)が最も高く、次いで「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」(41.1%)、「男性の仕事中心の考え方を改めること」(27.2%)、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」(26.6%)、という結果になっています【図17】。

【図17】男性が女性とともに家事，子育て，介護，地域活動に積極的に参加していくために必要なこと（茨城県）



(出典)「平成26年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書」(県女性青少年課)

女性がさらに活躍するためには、男性にとっての男女共同参画の意義と役割を理解していくことや、家庭や地域などへ男性が参画する重要性についての意識啓発を行うことや、地域や職場での学習機会の充実などの支援を進めていく必要があります。

## 施策の方向1 性別による固定的役割分担意識の解消

### 1 理念・法制度の周知

県民・事業者・団体（町内会，PTA，青年団体，女性団体，経済団体など）に対し男女共同参画の理念や法制度の周知を進めます。

### 2 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発等

県民が性別による固定的役割分担意識を主体的に解消し，社会制度・慣行を見直すことができるよう，男女間，世代間及び地域間での意識の差異を踏まえた効果的な意識啓発や情報提供を推進します。

### 3 事業者・団体・関係機関との連携・協働

事業者・団体・関係機関との連携・協働による意識啓発を推進します。

### 4 全庁的取組の推進

県の関係各課が連携を強化し，全庁的に男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しに向けた取組を推進します。

## 施策の方向2 男性型の働き方等の改革

### 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（※注1）についての意識啓発を促進

県民に対し，仕事優先の考え方や働き方の見直しを含め，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）についての意識を高めるため，啓発を促進してまいります。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は，これを進めることにより，誰もが仕事にやりがいと充実感を感じるとともに，健康で豊かな生活を送ることが出来るようになることから，事業者にとって有益であるだけでなく，経済社会の活性化にもつながります。

### 2 県民に対する，育児・介護休業制度の導入についての理解と利用促進に向けた働きかけ

育児休業制度，介護休業制度の認知度を高めるための，県民に対する制度の周知に努めるとともに，事業者が積極的に制度を導入，利用に努めるよう働きかけることにより，仕事と子育ての両立を推進します。

### 3 時間外労働の縮減・育児休業取得率の向上

時間外労働を縮減し，育児や介護のほか，ボランティア活動などのために休暇・休業制度を容易に利用出来る職場環境づくりを進めることにより，仕事と子育ての両立支援を推進します。

### ※注1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（仕事と生活の調和推進官民トップ会議，平成19年12月18日策定）では，仕事と生活の調和が実現した社会は，「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き，仕事上の責任を果たすとともに，家庭や地域生活などにおいても，子育て期，中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

具体的には，次のとおりです。

#### ①就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者，とりわけ若者がいきいきと働くことができ，かつ，経済的に自立可能な働き方ができ，結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて，暮らしの経済的基盤が確保できる。

#### ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され，家族・友人などの充実した時間，自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

#### ③多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず，誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており，子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき，しかも公正な処遇が確保されている。

## 施策の方向3 男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発，支援

### 1 男性の理解促進・意識啓発

男性にとっての男女共同参画の意義について，理解を進めます。具体的には，「性別による固定的役割分担意識の解消」や「仕事優先の考え方の見直し」のほか，「家庭内で行われている家事，育児，介護などの労働を男女が分担し合うこと」などについて啓発してまいります。

### 2 男性の子育てや介護，地域活動への参加支援

子育てや介護，地域活動などへの男性の参加を支援するため，相談助言の機会の創出やセミナーを開催するとともに，子育て，地域活動など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実践している男性のロールモデル（※注2）を収集し，情報提供してまいります。

### ※注2 ロールモデル

将来像を描き，自分のキャリア形成を考える際に参考となる事例をいいます。



## 重点課題 2

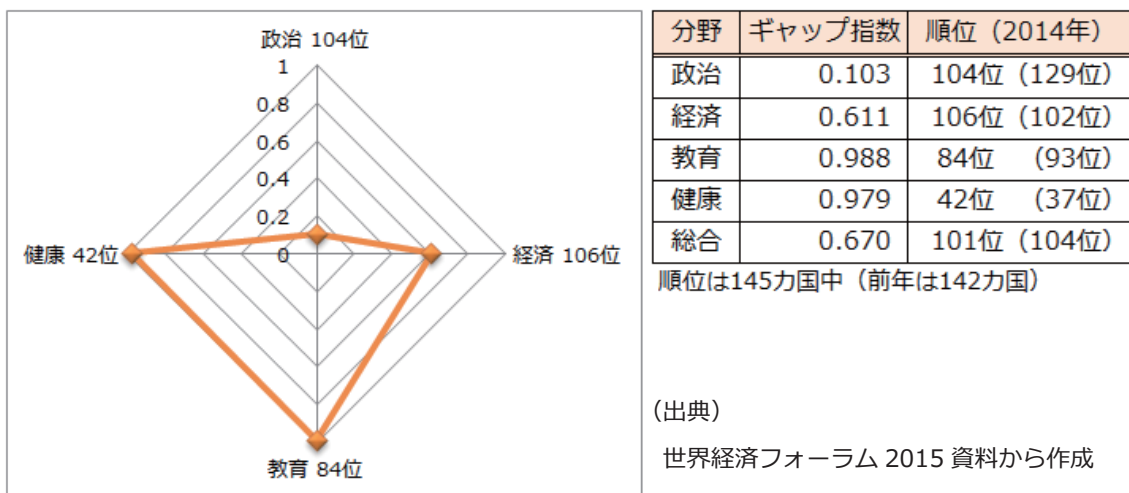
# 政策・方針決定過程等への 女性の参画の拡大

### 〔現状と課題〕

- 政治や社会の政策・方針決定に、多様な意思を公平・公正に反映する必要があることから、政策・方針決定の場において男女が共同参画し、意見や考え方を反映させていくことが課題となっています。

国は、平成 15 年（2003 年）に「社会のあらゆる分野において、2020 年までに、指導的地位に女性が占める割合を 30%程度とする」との目標を掲げ、取組を進めてきました。しかし、この目標はいまだ達成されておりません。諸外国と比べても、我が国における女性の参画は、低い水準に留まっています。世界経済フォーラム（WEF）の 2015 年版「ジェンダー・ギャップ指数（※注 3）」で、日本は調査対象 145 カ国のうち 101 位という順位でした【図 18】。

【図 18】 ジェンダー・ギャップ指数（日本の現状 2015 年）

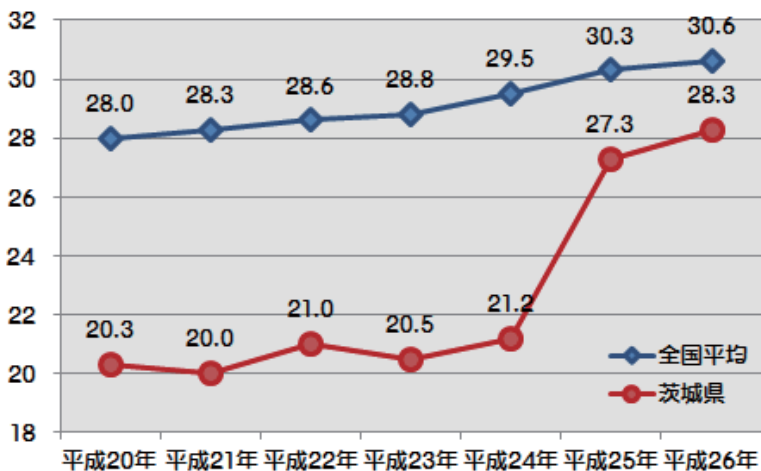


### ※注 3 ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index : GGI）

世界経済フォーラム（World Economic Forum）から毎年度発表される、各国における男女格差を測る指数。本指数は、経済分野・教育分野・政治分野及び保健分野のデータから作成され、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味しています。

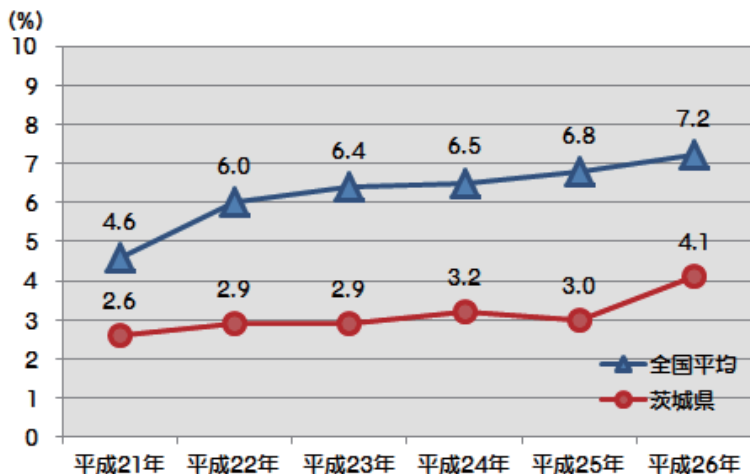
- 本県においても、女性副知事、女性市長など、行政や企業、政治の場での政策・方針決定に女性が関与し、活躍する状況が生じてきています。しかしながら、指導的地位に女性が占める割合はいまだ低く、女性の意見や考えを十分に反映しているとはいえない状況にあります【図 19～21】。女性の登用促進に向けた取組の一層の強化が課題となっています。

【図 19】法令・条例で設置されている審議会等における女性委員割合の推移



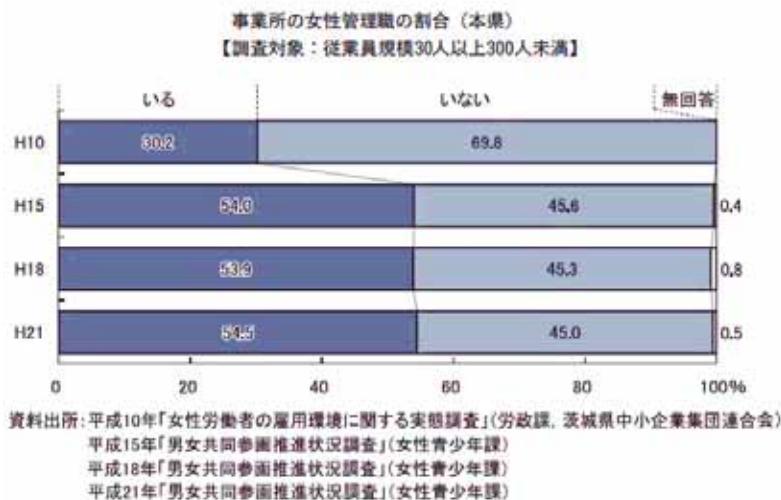
(出典)  
「地方公共団体における男女  
共同参画社会の形成又は女  
性に関する施策の推進状況」  
(内閣府) から作成

【図 20】公務員の女性管理職（本庁課長相当以上）の割合（茨城県）



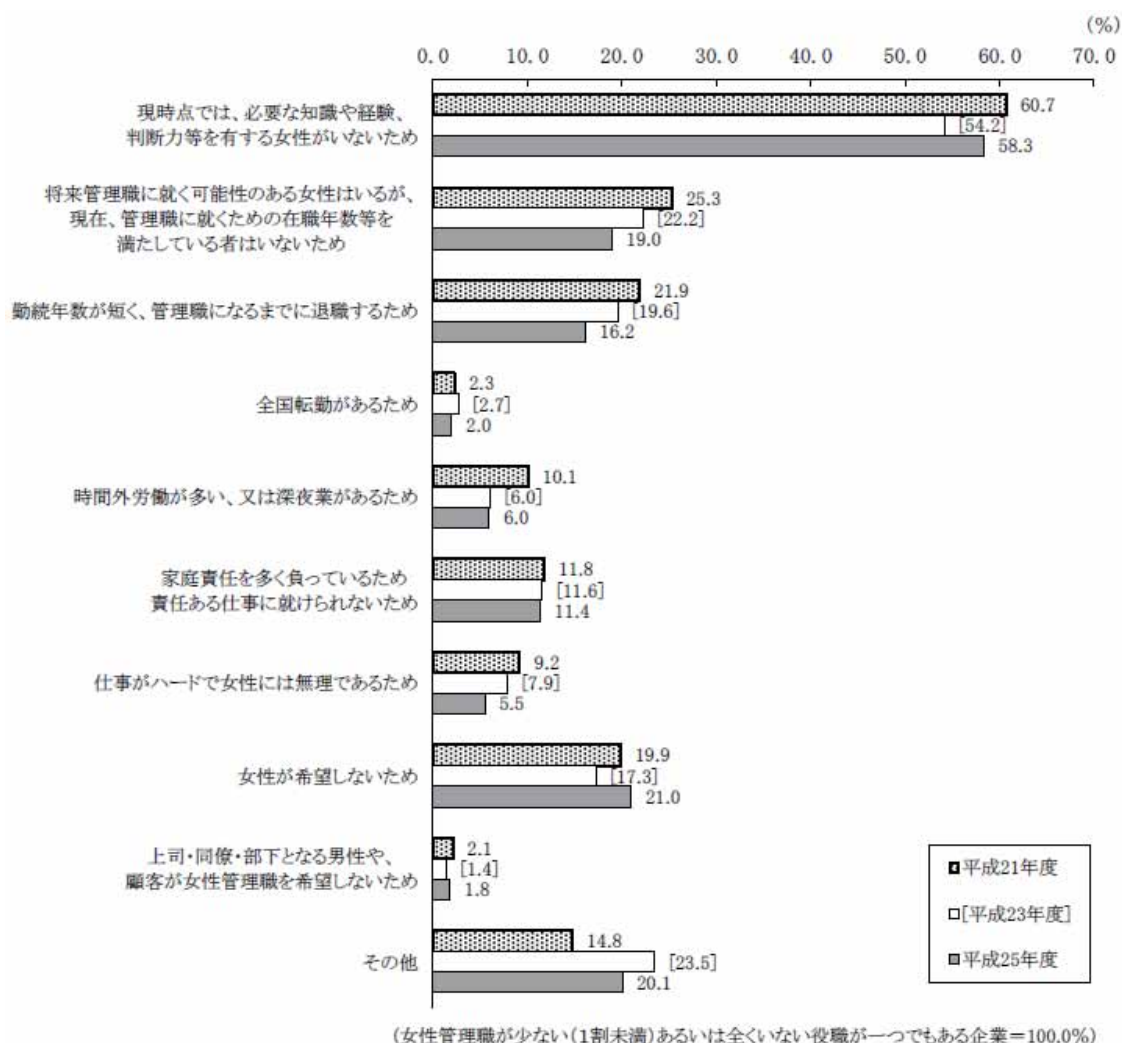
(出典)  
「地方公共団体における男女  
共同参画社会の形成又は女  
性に関する施策の推進状況」  
(内閣府) から作成

【図 21】女性管理職がいる民間企業の割合（茨城県）



- 厚生労働省「雇用均等基本調査（企業調査）」（平成 25 年）によると、全国の企業を対象にした調査において、女性管理職が少ない・全くいない理由として、「現時点では、必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいない」（58.3%）「女性が希望しない」（21.0%）といった回答が挙げられています【図 22】。労働分野においても、適切な職業選択やキャリアアップのため、職業能力の開発、向上などにより、個人の意識や職業能力を高めていくことが重要となっています。また、適切な職業選択のため、職業情報を提供するとともに、早い時期からのキャリア教育を進めてまいります。なお、キャリアアップのための能力育成にあたっては、結婚・出産・育児・介護など男女のライフイベントを考慮した、一人ひとりの支援が必要です。

【図 22】女性管理職が少ないあるいは全くいない理由別企業割合（複数回答）（全国）



注) 平成 23 年度の [ ] 内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(出典) 「平成 25 年度雇用均等基本調査」(厚生労働省)

## 施策の方向1 地方自治体における政策・方針決定過程への女性の参画促進

### 1 県審議会等への女性の参画促進

女性委員割合の目標値を設定し、その達成に向けて推薦団体への協力要請などを行い、県審議会等への女性の参画に向けた、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（※注4）に取り組んでまいります。

### 2 女性職員登用の加速化に向けた取組

政策・方針決定過程への女性の参画を積極的に進めるため、管理職への登用に努めます。また、人材育成、登用を進めるため、一般行政職、教育職、警察職における女性が従事する職域の拡大や人材情報の充実、提供に努めます。

### 3 女性の県政への提言などの機会の充実

女性の県政に対する関心を高めるとともに、その意見、提言を聴く機会の充実に努めます。

#### ※注4 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

## 施策の方向2 女性のキャリア意識・キャリア形成への積極的な取組の促進

### 1 チャレンジを希望する人に対する支援、情報提供や相談助言

キャリアアップのために様々な分野にチャレンジする人に対し、関係機関と連携して相談助言や情報提供を行い、その実現に向けた実践的・継続的な支援を進めます。また、起業に必要な基礎知識、ノウハウの習得やネットワークづくり、事業資金の融資などの支援を行います。

### 2 女性の職業能力発揮促進のための支援

女性の能力発揮、適切な職業選択のためのセミナーの開催や相談窓口の設置、働く女性に関する情報の提供等を行います。



### 重点課題3

## 女性の更なる社会への参画の促進

### 〔現状と課題〕

- 少子高齢化によって労働力人口が減少し、地域活力の低下が予測されている中、活力を維持するための多様な人材の確保が必要とされています。そのなかでも、労働市場における女性の活躍は、国においても経済成長の鍵に位置づけられています。

女性の労働力率を年齢階級別にみると、30歳代を底とするM字カーブを描き、依然として結婚・出産・子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。しかし、就業希望者を労働力人口に加えて算出した潜在的労働力率をみるとM字のくぼみは小さくなっています。これは、就業希望はあるものの実現できないという状況を示しており、労働の損失と考えられます【図13 (P21)】。

今後も、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）をはじめとした女性の参画について、事業者・団体のトップ層に対する働きかけや支援を推進していくことが必要です。

- また、地方自治体や法人のみならず、社会への参画は様々な形があります。例えば、地域という、私たちにとって身近な暮らしの場所もその一つです。地域において、女性の視点を生かし、活躍していくことは、優しさやしなやかさのある、全ての人にとって住みよい地域づくりにつながると考えられます。しかしながら、地域における男女共同参画は、まだ十分に進んでいるとは言えない状況にあります【図23】。

【図23】自治会長に占める女性の割合（平成26年4月1日現在）

	自治会長数 (人)	うち女性 (人)	女性割合 (%)
茨城県	7,906	403	5.1
全国	235,782	11,108	4.7

(出典)

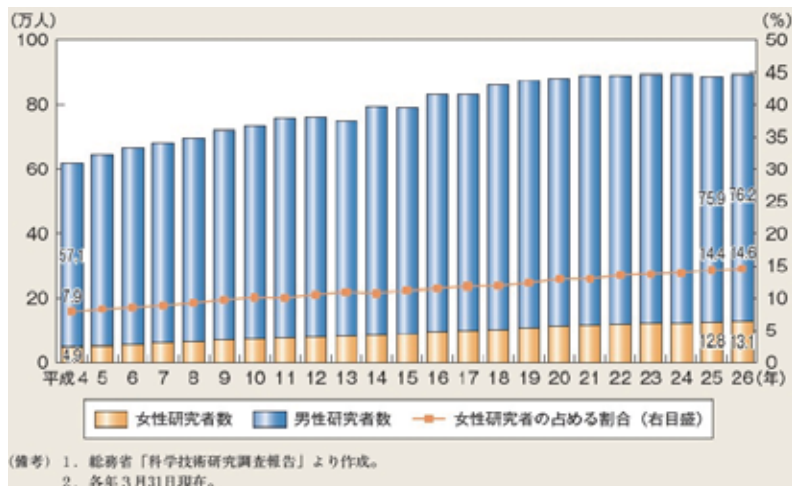
「全国女性の参画マップ」

(内閣府作成) から作成

地域づくりにおいて、女性の力が十分に発揮されるため、地域活動における男女共同参画を推進する必要があります。

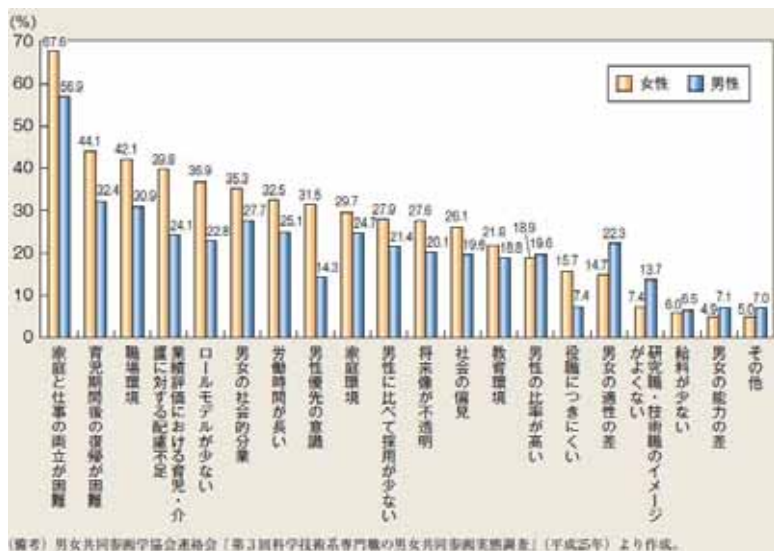
- これまで活躍の分野が比較的限定されていた職域において、固定観念をなくし、女性の能力が十分に発揮される機会を増やす必要があります。本県は、日本をリードする科学技術創造立県いばらきの実現を目指しており、理系の分野においても、女性が能力を発揮できる環境を整備し、活躍を促進していくため、男女共同参画を進めていく必要があります【図24～26】。

【図 24】女性研究者数及び研究者に占める女性割合の推移（全国）



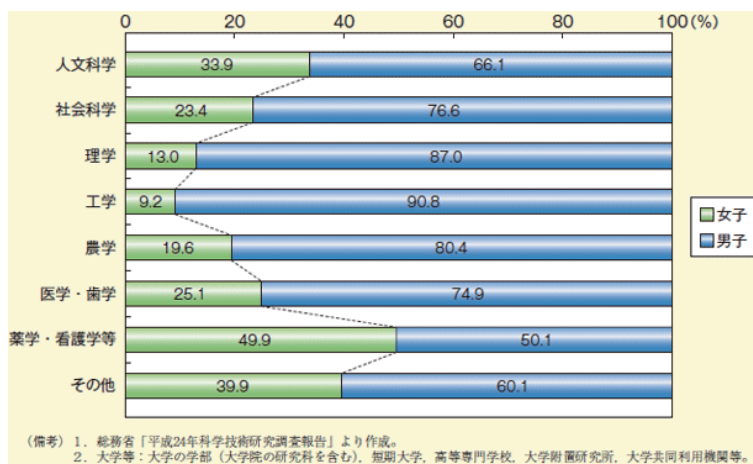
(出典)  
「男女共同参画白書  
平成 27 年版」(内閣府)

【図 25】女性研究者が少ない理由（男女別）（全国）



(出典)  
「男女共同参画白書  
平成 27 年版」(内閣府)

【図 26】専攻分野別に見た大学等の研究本務者の割合（男女別）（全国）



(出典)  
「男女共同参画白書  
平成 26 年版」(内閣府)

## 施策の方向1 事業者及び各団体等における女性の参画促進

### 1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）推進に向けた働きかけ

事業者・各団体等に対し、女性の管理職や役職への登用促進などの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組について働きかけるとともに、先進的取組や指導的地位に立って活躍している女性のロールモデル（※注4）などの情報を収集し、提供します。

### 2 女性の意識啓発等

女性に対して、指導的地位に立ち、その人らしさ、持つ能力を十分に発揮することができるためのセミナーなどを開催し、意識啓発に努めてまいります。

## 施策の方向2 地域の分野における女性の参画促進

### 1 県民・事業者・団体等への働きかけや支援

地域の課題（福祉、まちづくり、観光、国際交流等）を解決していくにあたり、男女共同参画の視点を持って活動を進めていくよう、県民、事業者、団体及び関係機関に対して働きかけてまいります。

### 2 女性リーダー、女性の人材育成

地域の課題を解決するにあたり、地域活動の計画づくりや円滑な運営を行うことができる幅広い視野を持つ女性リーダー、女性の人材を育成します。

### 3 実践的活動ができる人材の育成

男女共同参画の視点を持ち、地域課題の解決に向けた実践的活動ができる人材を育成します。

## 施策の方向3 新たな分野に対する女性の参画への意識の醸成

### 1 理工系分野での女性の進学や進出に向けた意識啓発

理工系分野の人材育成の観点から、女子生徒や学生等が興味や関心を深めるための取組を推進し、この分野への進路選択を支援します。

### 2 科学技術・学術、産業振興、環境等の新たな分野における女性の活躍促進

グローバル市場においてイノベーションを起こすためには、多様な人材が活躍することが重要であることから、女性が能力を発揮し、新たな価値を創造するための取組の支援を促進します。

## 重点課題 4

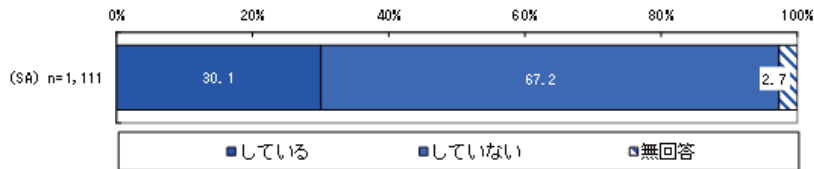
# 地方創生と地域社会における 男女共同参画の促進

### 〔現状と課題〕

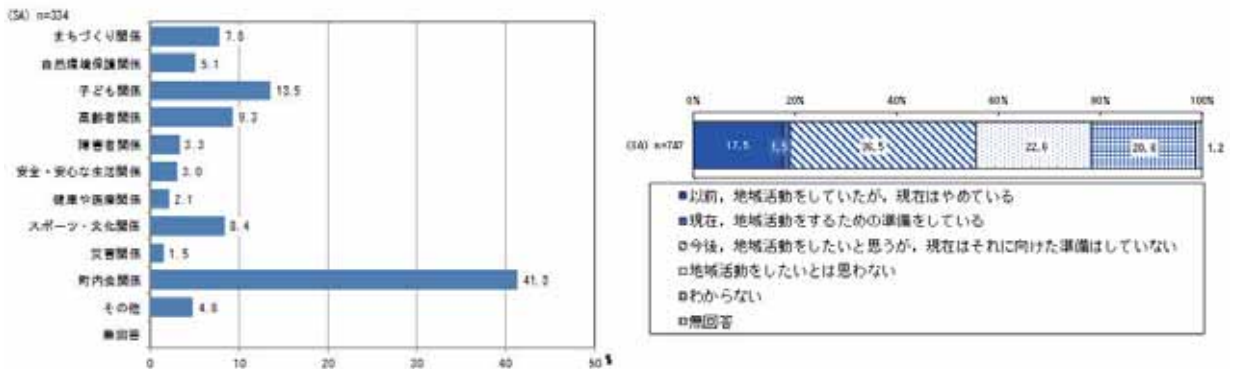
- 福祉，教育，環境，防災，産業振興などの様々な地域課題に対応するため，行政をはじめ，県民・事業者・団体が様々な取組を行っています。県民意識調査では，地域活動をしている県民は 30.1%となっており，していない県民のうち 36.5%の県民が「今後，地域活動をしたいと思う」という結果になっています【図 27】。

〔図 27〕 地域活動について（茨城県）

地域活動をしている県民の割合 30.1%（男性 33.9% 女性 26.5%）



「している」と回答した人の活動内容（分野）と「していない」と回答した人の内訳



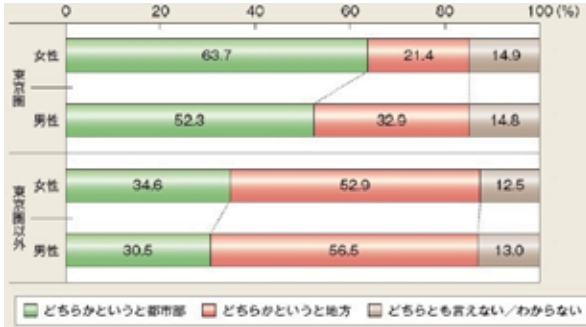
（出典）「平成 26 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書」（県女性青少年課）

様々な地域の課題を解決していくためには，これらの取組において，男女共同参画の観点に立って，地域の多様な人材を生かしながら多面的に取り組んでいくことが必要です。

- また，地域における人材育成のためには，子どもの頃から家族や地域の大切さについて理解を深める必要があることから，地域に密着する家庭教育が大きな役割を果たすものと考えられます。

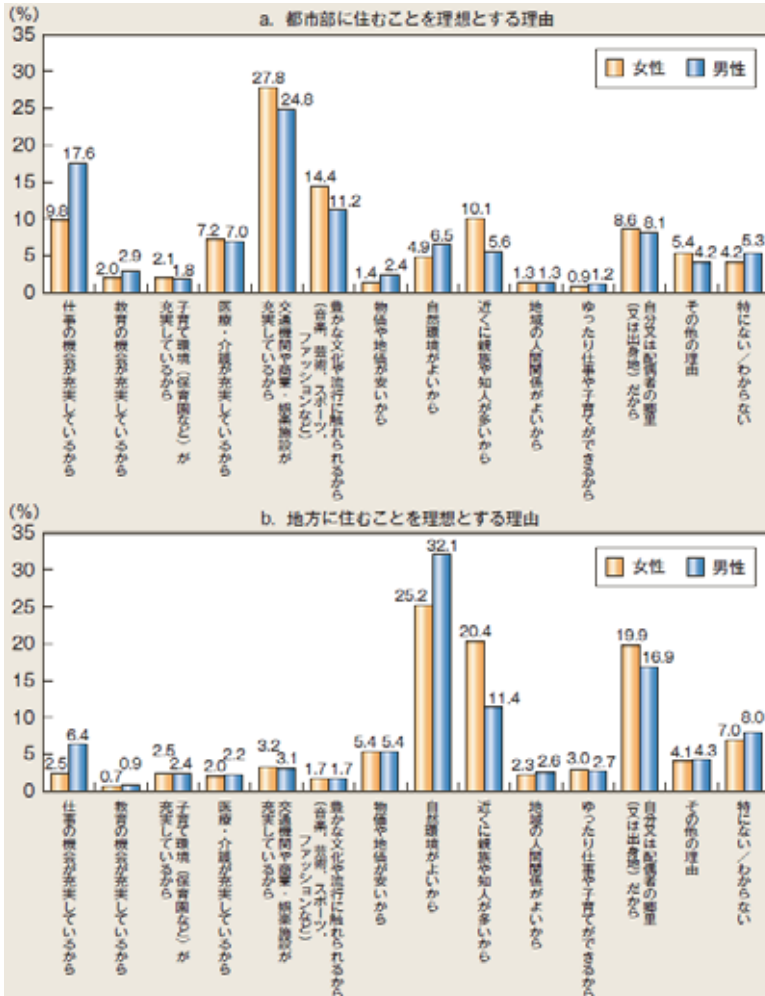
- 人口減少社会が進む中、将来にわたり持続可能な地域社会の構築が必要となっています。地域の特性を踏まえた地域の活性化が求められる中、多様な視点の一つとして、女性の視点に立って考えることが必要となっております。また、魅力的な仕事の場など女性の活躍の場が創出されることは、女性が居場所を見出し、住み続けることの一つの理由につながると考えられます【図28, 29】。

【図28】住むことを理想とする地域と、都市住民の農山漁村への定住願望（全国）



(出典)  
「男女共同参画白書 平成27年版」  
(内閣府)

【図29】都市部に住むことを理想とする理由と、地方に住むことを理想とする理由（全国）



(出典)  
「男女共同参画白書  
平成27年版」(内閣府)



## 施策の方向1 人材の育成と地域活動への支援

### 1 家庭教育の推進

男女共同参画の視点に立って、家庭教育を推進します。

### 2 家族のきずななどの重要性の意識啓発

家族のきずな、家庭の養育力の重要性について、意識啓発を図ります。

### 3 地域活動を希望する県民のニーズ等に応じた相談助言や情報提供

一人ひとりが持つスキルや経験、意欲を社会に生かし、地域の課題解決のために行う地域活動やコミュニティビジネス、市民活動団体のイベントやボランティア活動に対して、相談助言や情報提供による支援を促進します。

## 施策の方向2 個性豊かで魅力的な地域づくりの推進

### 1 U I J ターン（※注5）を促進するための魅力的な「住む場所」「働く場所」の実現

本県には、最先端科学技術、モノづくり、農業といった多様な産業等が集積しています。これらのいばらきの魅力や産業の強みを生かし、地域が必要とする人材を大都市圏で確保できるよう、U I J ターンの促進を図ります。

### 2 女性が活躍できる職域を拡大する取組に対する支援

女性に適した業務がないという先入観を解消し、女性活躍推進や人材活用を積極的に行う取組を支援します。

### 3 住みやすく、安心して暮らせるような魅力的なまちづくりのための政策・方針決定過程への女性の参画の促進

女性の視点を取り入れることにより、便利で安全で快適なまちづくりを目指します。女性にやさしいまちづくりを進めることは、誰もが安心して安全に暮らすことができ、人が集まる魅力的なまちにつながります。

#### ※注5 U I J ターン

U I J ターン現象とは、以下の3つの人口還流現象の総称。

- ・Uターン現象：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。
- ・Iターン現象：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。
- ・Jターン現象：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。





## 基本目標Ⅱ

### 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

～組織が変わる～

人々の働き方に関する意識や環境が多様化している現代社会において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」がますます重要なものとなっています。やりがいや充実感を感じながら働くとともに、家事・育児や介護、地域活動などに参加していくことは、ひいては経済社会の持続可能な発展にもつながっていきます。ワーク・ライフ・バランスの実現に向けては、職場の意識改革が必要であり、成果が出るために一定の時間を要するものであるため、継続して行っていく必要があります。

また、働く意欲のある人が、性別に関わりなく、その能力を発揮できる社会づくりは、自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要であります。今後、少子化が進行し労働力不足が懸念される社会において、多様な人材の活躍を促し、経済社会の活力の源となります。そのため、男女の生涯にわたる雇用や就業に係る支援を進めていくとともに、雇用の場における男女平等の確保や、多様な働き方を選択可能にするなど、全ての人が意欲を持って就労し、能力を発揮できる環境づくりを推進します。

さらに、農山漁村が有する潜在力を十分に引き出すため、女性が力を発揮することによって、農山漁村の活性化を推進する必要があります。そのために、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、起業活動の推進などにより主体的に経営参画する女性の育成を図る必要があります。また、家族経営協定の推進などにより、女性の適正な労働評価と労働環境の整備を支援する必要があります。

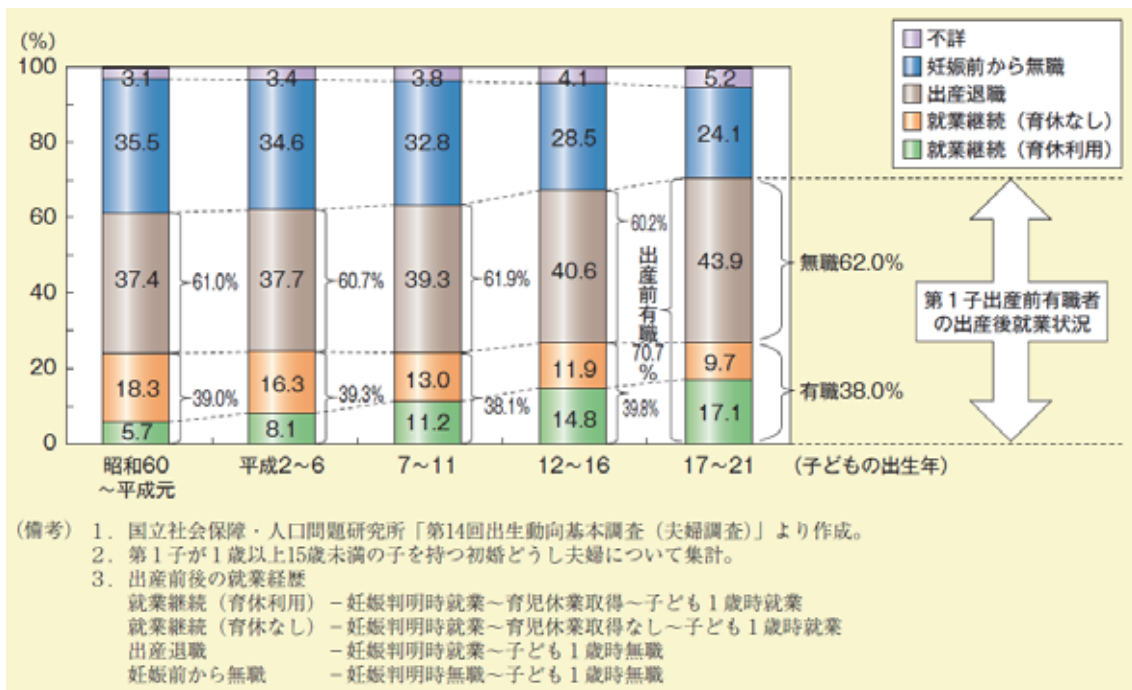
## 重点課題 1

# 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の促進

### 〔現状と課題〕

- 男女が健康を維持し、社会のあらゆる活動に参画していくためには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現が大切です。しかし、県民意識調査では、仕事と家庭生活などとの調和に関する理想と現実について、理想は、「仕事と家庭生活等を両立したい」が 29.3%と最も高く、次いで「仕事にも携わりつつ家庭生活等を優先したい」が 23.8%となっていますが、現実には、「家庭生活等にも携わりつつ仕事を優先している」が 27.6%と最も高く、次いで「家庭生活等に専念している」が 20.1%となっており、理想と現実の間に乖離が生じていると考えられます【図 12 (P20)】。
- 出産前後に継続就業している割合は増えていません。【図 30】。

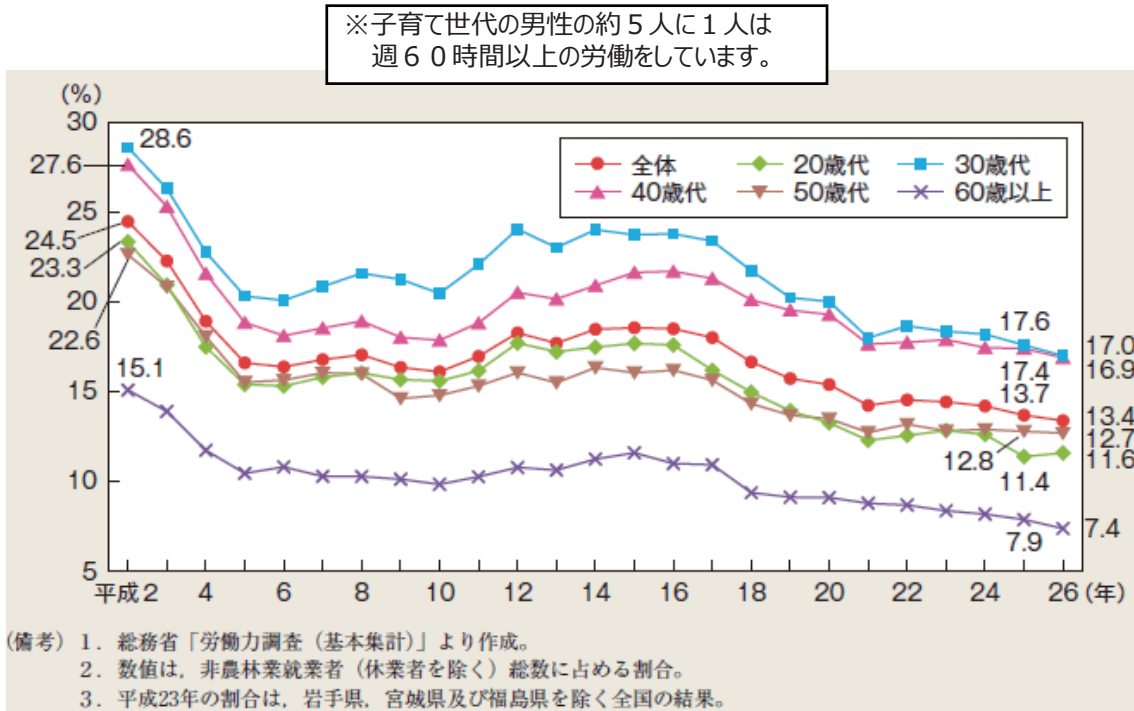
【図 30】 第 1 子出産前後の妻の就業経歴（全国）



(出典) 「男女共同参画白書 平成 27 年版」(内閣府)

- 30歳代・40歳代の男性を中心に、長時間労働が常態化しています【図31】。

【図31】週労働時間60時間以上の就業者の割合（全国）



(出典)「男女共同参画白書 平成27年版」(内閣府)

- ワーク・ライフ・バランスを進めるためには、事業者や団体のトップの意識改革が不可欠であり、従業員のやる気が向上し、能力を十分に発揮することにより業務の効率化が進むほか、優秀な従業員の確保、定着率の向上による育成コストの低減や時間外労働の縮減によるコストの削減など、経営上のメリットがあることを具体的に示して理解を求めていくことが必要です。また、地域における各種業界全体の取組につなげるため、経営者団体、労働団体、農業協同組合などの関係団体の理解を得る必要があります。
- さらに、全ての人にとって働きやすい職場環境の整備のため、子どもの看護や学校行事・自己啓発などを理由とした休暇制度の充実や、不妊から出産、育児、介護のための環境整備も進めていく必要があります。

## 施策の方向1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る働きかけの推進

### 1 事業者・団体のトップの意識改革

事業者・団体のトップに対し、長時間労働の削減や働き方の見直しは、ひいては企業や経済社会の活性化や個人の健康、育児参画等につながるものであることから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進についての意識改革を促進します。また、先進的取組などの情報を収集し、提供をしてまいります。

### 2 ワーク・ライフ・バランスの優れた企業を積極的に評価

優れた独自性ある諸活動、創意工夫により、労働者が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組み、その成果が挙げられている企業を評価することで、社会的な普及・啓発を進めていきます。

### 3 育児・介護休業取得率の向上

育児・介護休業制度などの両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりについて、事業者・団体のトップ層への働きかけを推進します。

## 施策の方向2 すべての人にとって働きやすい職場環境の整備の促進

### 1 就労環境の整備充実及び支援

出産・育児・介護といったライフイベントや、子どもの看護や学校行事・自己啓発など、一人ひとりの生活様式に合わせた働き方が選択できるように、短時間勤務など、様々な勤務形態を用意することによりライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方を実現する職場環境の整備を促進します。

### 2 不妊から出産、育児に関する環境の整備充実及び支援

仕事と子育ての両立支援のため、多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実を促進します。また、不妊治療に対する理解や支援も併せて促進していきます。

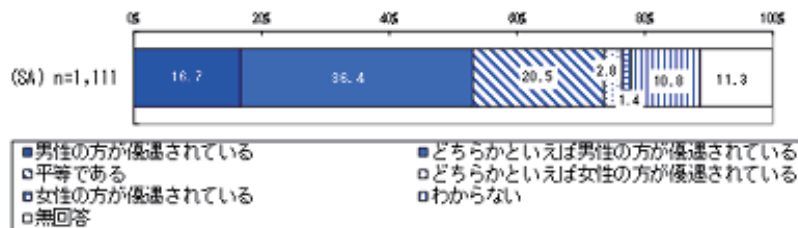
## 重点課題 2

# 雇用の場における平等の確保・ 持続可能で多様な働き方のための環境整備

### 〔現状と課題〕

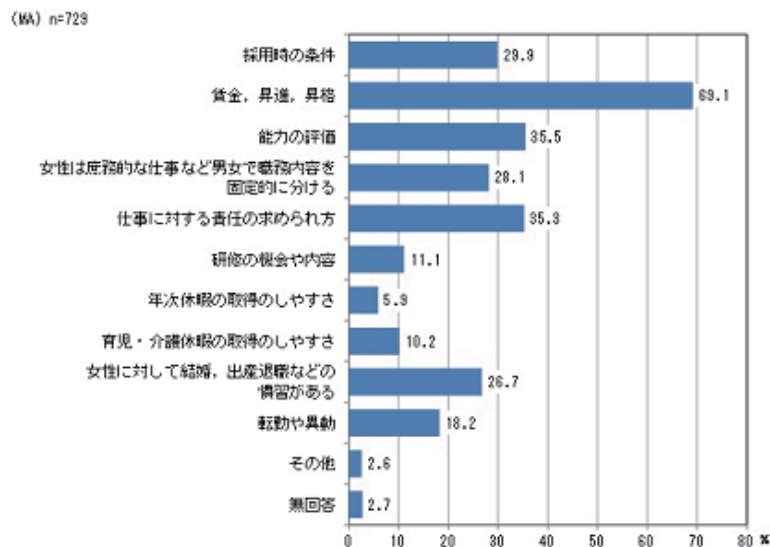
- 県民意識調査では、職場における男女の地位の平等感については、平等と感じているのは 20.5%にとどまっています。また、平等でないと思う主な内容としては、「賃金、昇進、昇格」、「能力の評価」及び「仕事に対する責任の求められ方」となっています【図 32、33】。

【図 32】 職場における男女の地位は平等になっていると思いますか。（茨城県）



(出典)「平成 26 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書」(県女性青少年課)

【図 33】 職場における男女の地位が平等でないと思う具体的な内容（茨城県）



(出典)「平成 26 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書」(県女性青少年課)

事業者における積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進をはじめ、全ての人にとっての均等確保が実現され、意欲と能力のある人が活躍できる環境づくりに向けた一層の取組を進めていくためには組織の意識改革が必要です。



- 働き方の多様化が進む中、労働者が価値観やライフスタイルに応じて多様な働き方が選択できることが、女性が能力を発揮する上で重要と言えます。仕事におけるキャリアアップと子育てとの両立をしたいという希望はあるものの、両立が難しいという状況です。そこで、出産・育児のために離職したとしても、子育てしながらの能力向上や求職活動ができる、一定期間のブランクを経ての円滑な職場復帰ができるといったような、女性が人生の各段階で必要とする支援を進める必要があります。
- また、女性も業務の遂行にあたっては、男性と同様に作業できるような労働環境・職場環境の整備を進めるなどの女性活躍支援に取り組む企業を積極的に評価し、発信していく必要があります。
- 一方、パートタイムなどの非正規労働者が増加していることから【図 14 (P22)】、正規・非正規労働者間の賃金等処遇の格差や、雇用の不安定性などの問題が生じています。均衡処遇の確保や希望する人の正規雇用への転換などにも努めていく必要があります。
- また、各人がそれぞれの選択において能力を十分に発揮することができるよう、自営業等においても、女性が活躍できるよう就業環境の整備を進める必要があります。

## 施策の方向1 すべての人にとって均等な機会と待遇の確保

### 1 関係法令・制度の周知

男女雇用機会均等法、労働基準法などの関係法令や、各種助成金・補助金などの制度についての周知を図ります。

### 2 事業者・団体のトップの意識改革

事業者・団体のトップに対して、雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保についての意識改革を促進します。

### 3 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

女性の採用拡大、女性の職域拡大、女性管理職の増加などに向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進します。

### 4 優良取組事例等の紹介

優れた取組を行った事業者に対する表彰などの実施や優良取組事例の紹介を行います。

### 5 女性労働者の母性保護・母性健康管理の周知徹底

男女雇用機会均等法及び労働基準法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理に関する周知徹底を図ります。

## 施策の方向2 持続可能で多様な働き方を可能にする環境整備

### 1 働きやすい制度の普及

短時間正社員やフレックスタイム制、テレワークなど、場所や時間にとらわれない柔軟で働きやすい制度の普及に努めます。

### 2 正規・非正規労働者の均等待遇の確保

非正規労働者の正規労働者との均等待遇の確保や希望する人の正規雇用への転換の推進について事業者への働きかけを進めます。

### 3 県事業との連携・協働

県が実施する事業の連携・協働先である事業者や団体に対して、男女共同参画の視点を持って実践的な取組を行うよう周知を図ります。

## 施策の方向3 女性の継続就業の支援

### 1 事業者への働きかけ

女性が意欲を持って就業を継続し、その能力を十分に発揮できるよう、事業者に対して、人事制度や、雇用処遇の改善などの働きかけを推進します。

### 2 女性の就業能力等の向上

女性の就業能力や管理能力を高めるため、研修や職業訓練を促進します。

### 3 働く女性への相談助言等

女性が働き続けていく上での悩みや心配事についての相談助言を行うとともに、継続就業をしている女性のロールモデルの情報を収集し、提供をします。

### 4 復職・再就職に対する支援

育児などにより就業を中断したものの、復職・再就職を希望する人に対し、相談、雇用情報の提供、能力開発の支援を推進します。

## 施策の方向4 商工業等の自営業における働きやすい環境の整備

### 1 意識啓発の促進

家族従業者として働く女性が果たしている役割の重要性が正しく評価されるよう、意識啓発を促進します。

### 2 家族従業者の実態の把握

関係機関との連携を図り、家族従業者の実態の把握に努めます。

### 3 商工業の分野に参画する女性の人材育成等

商工業に従事する女性の経営能力の向上や人材育成を図るための支援を行います。

### 重点課題3

## 女性の活躍による農山漁村の活性化

### 〔現状と課題〕

○ 全国的にみても、基幹的農業従事者の約4割を女性が占めているところ【図34】、農林水産業や地域の活性化において女性は重要な役割を果たし、6次産業化の担い手としても大きく期待されています。

〔図34〕基幹的農業従事者数に占める女性の割合（平成26年）（全国）

(単位:千人,%)

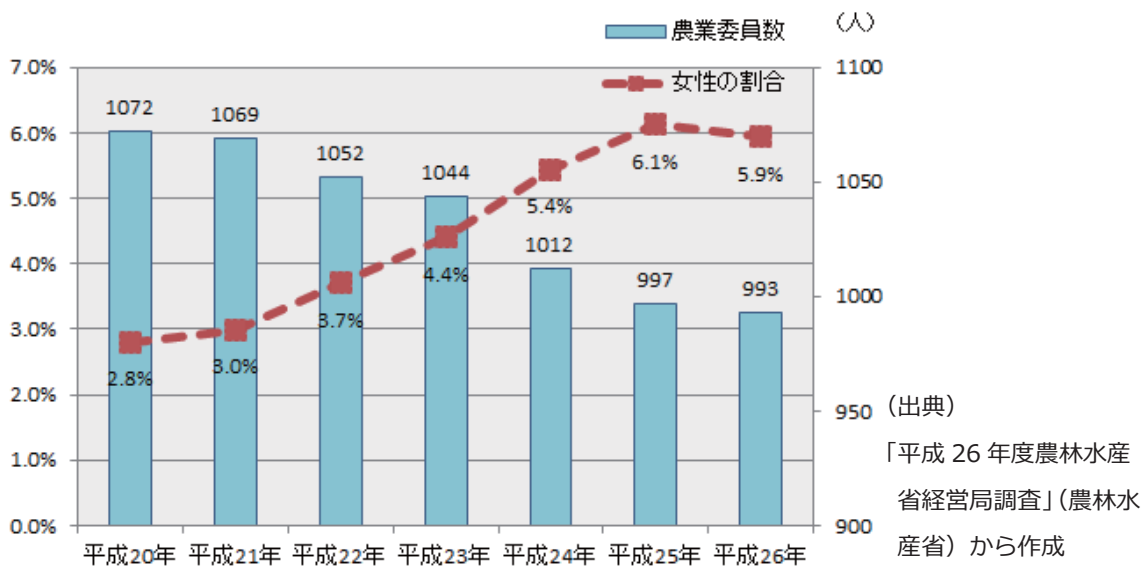
	39歳以下	40～49	50～59	60～64	65～69	70歳以上	合計
基幹的農業従事者	83	86	209	246	264	791	1,679
うち女性	20	35	100	110	112	325	702
女性割合	24.1%	40.7%	47.8%	44.7%	42.4%	41.1%	41.8%

資料:農林水産省「農業構造動態調査」

注:基幹的農業従事者とは、普段の主な状態が「主に仕事に従事していた者」のことをいう。

しかし、男女における性別による固定的役割分担意識や昔ながらの習慣や慣行が残っており、例えば農業委員や農業協同組合役員は、主として男性が占めるなど、政策・方針の決定の場への女性の参画は依然として低い水準に留まっています【図35】。

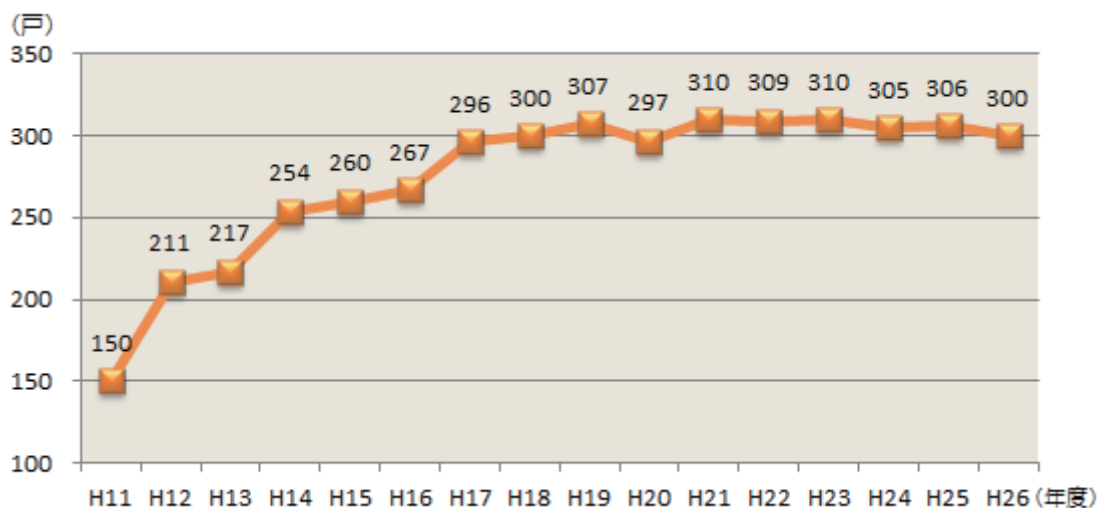
〔図35〕農業委員における女性の割合（茨城県）



農業委員や農業協同組合役員等への女性登用の一層の拡大を始めとした農山漁村における女性の政策の立案や決定過程への参画を促進する必要があります。

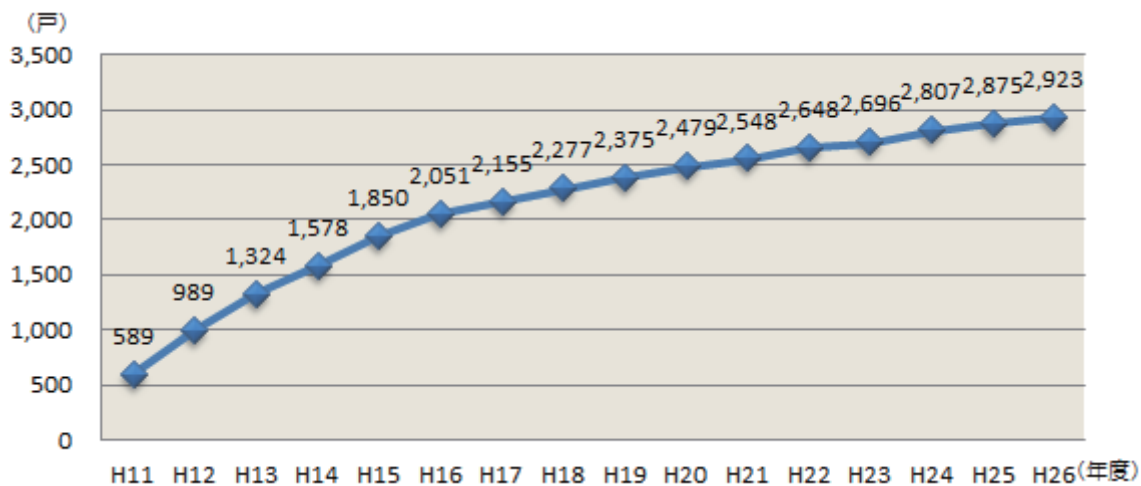
- 生産の現場では、経営管理に取り組む女性、農林水産物の加工や直売活動などに取り組む女性起業者や、家族経営協定締結数が徐々に増えるなど、女性の経営参画は穏やかであるが進展をみせています【図 36, 37】。

【図 36】農山漁村における女性起業活動数（茨城県）



(出典) 県農業経営課調査

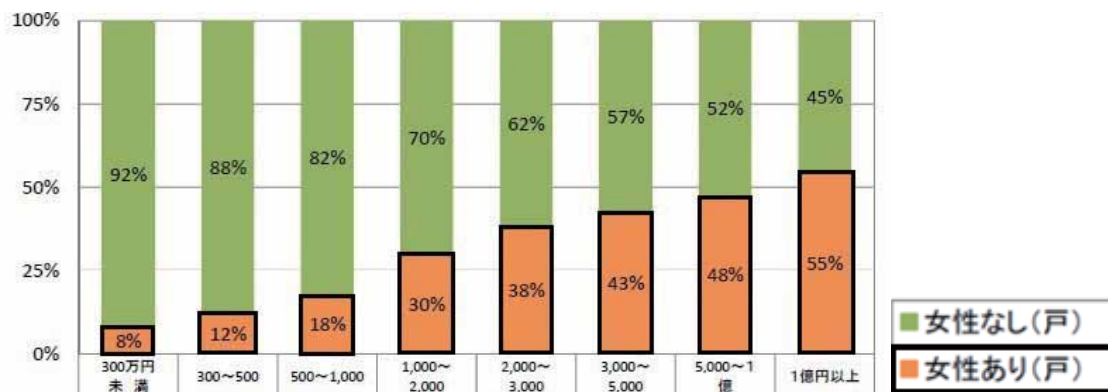
【図 37】家族経営協定締結数（茨城県）



(出典) 県農業経営課調査

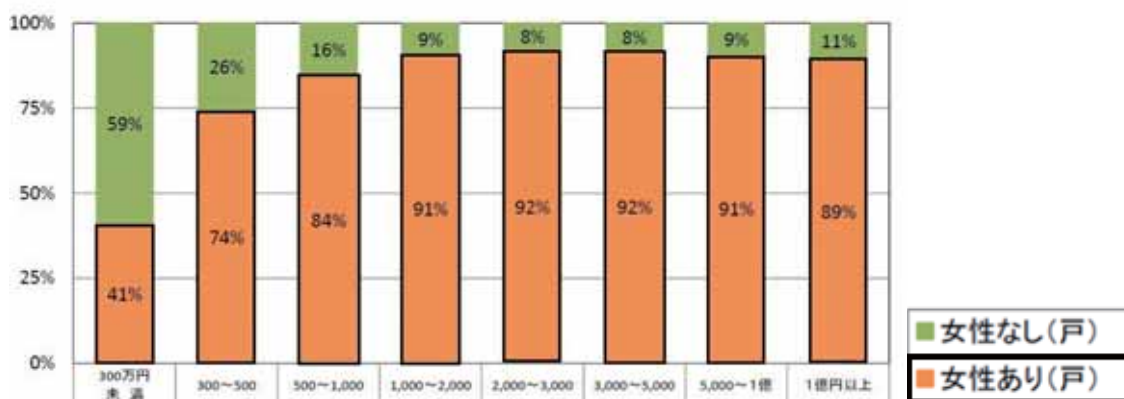
- また、女性の基幹的農業従事者のいる経営体や、家族経営協定の締結により女性を農業経営に参画させるなど、女性の能力を十分に生かした経営体は、販売金額が大きくなる傾向が見られます。また、女性が参画している経営体は、農産物の生産にとどまらず、農産物加工・観光農園・農家民宿など、経営の多角化に取り組む傾向が強くなることが分かります【図 38～40】。

【図 38】 家族経営協定締結と販売額の関係（全国）



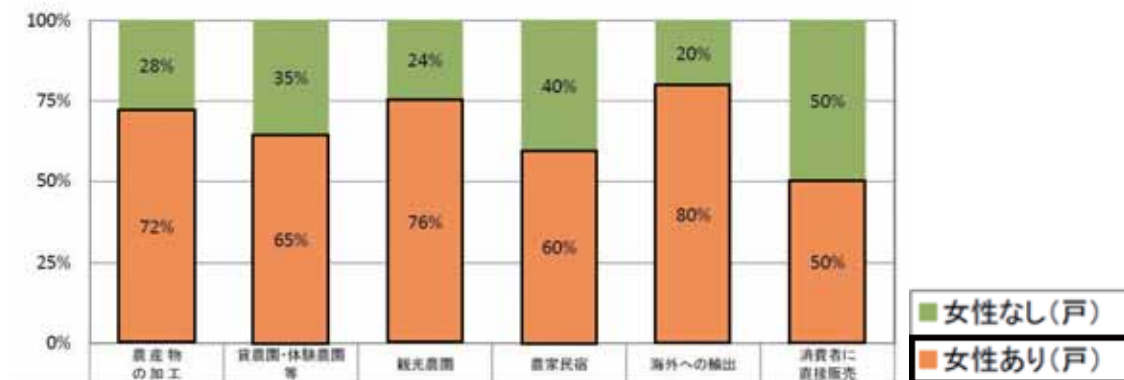
(出典)「2005年世界農林業センサス」(農林水産省)

【図 39】 女性の基幹的農業従事者と販売額の関係（全国）



(出典)「2010年世界農林業センサス」(農林水産省)

【図 40】 女性の基幹的農業従事者と農業生産関連事業の事業種類別農家数（全国）



(出典)「2010年世界農林業センサス」(農林水産省)

農山漁村の活性化のため、女性が経営者意識を持って働きやすく、活動しやすい環境づくりに向けて、経営参画に必要な知識・技術を習得するための環境整備や、家族経営協定などを進める必要があります。



## 施策の方向1 女性の活躍による農山漁村の活性化促進

### 1 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発等

農山漁村において、家庭や地域社会における性別による固定的役割分担意識の解消と男女共同参画を推進します。また、地域の農林水産業の方針検討の場への女性の参画を推進します。

### 2 女性リーダーの育成

農山漁村における経営や生活の向上に意欲的な女性を、女性農業士・女性漁業士として認定し、地域の女性リーダーとしての活動を支援します。

### 3 職業選択肢としての魅力の発信

女性の職業選択肢としての農林水産業の魅力を、現に活躍している女性から発信し、外から新たな女性農業者・女性漁業者等を確保する取組を支援します。

### 4 女性役員登用への働きかけ

農業委員や農協役員などの女性の登用を推進するため、地域からの選出が男女共同参画の視点から行われるよう働きかけます。

## 施策の方向2 経営参画する女性の育成

### 1 女性の経営能力の向上

女性が経営者としての能力を高め、男女が協力して生産活動や経営活動に取り組めるよう、必要な知識・技術を習得するための講座などを開設し、女性の経営参画を促進します。また、30歳～40歳代の女性農業者が経営管理能力を身につけ、ビジネスモデルを立案・実現するための講座を開催します。

### 2 女性の起業支援

女性の起業活動がさらに幅広く展開されるよう、農林水産物の直売や加工品づくり、地域特産品を活用した農家レストラン開設などを促進するため、加工技術の研修や女性起業を支援するセミナーの開催、異業種及び消費者などとの交流活動を推進します。

### 3 家族経営協定づくりの推進

経営や家庭の中での役割分担や給料制の導入、休日や適正な労働時間などの就業条件などを定めた家族経営協定の推進と見直しへのフォローアップを推進します。

## 基本目標Ⅲ

### 一人ひとりの人権が尊重される幸せな社会の構築 ～社会が変わる～

男女共同参画社会が目指す社会とは、互いの違いを認め合い、人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができ、一人ひとりが幸せに暮らせる社会です。

個人の生き方が多様化している現代社会においては、男女共同参画の視点に立ち、ライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直し、育児・介護の支援基盤の整備を進める必要があります。

男女共同参画の視点に関しては、県民の意識も徐々には変わってきていますが、性別による固定的役割分担意識は依然として根強く残っていることから、その意識を解消していく必要があります。このため、県民一人ひとりが、男女共同参画に関する正しい理解に基づき、主体的に取り組める環境づくりや県民の意識改革を進める必要があります。また、環境づくりや意識改革においては、子どもが将来を見通した自己形成を行い、個性と能力を発揮できるように育ていくための、次世代の育成を見据えた教育の視点も重要になってきます。

さらに、生涯を通じて一人ひとりが健康に生活するための支援、メディアに対する男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信についての配慮と理解の働きかけ、あらゆる暴力の根絶など、一人ひとりの人権が尊重される社会の構築に向けた総合的な取組を推進していく必要があります。

また、災害時には、男女共同参画の視点を考慮した防災体制などの課題が一層顕著になって現れることから、平常時からその確立を進めていく必要があります。

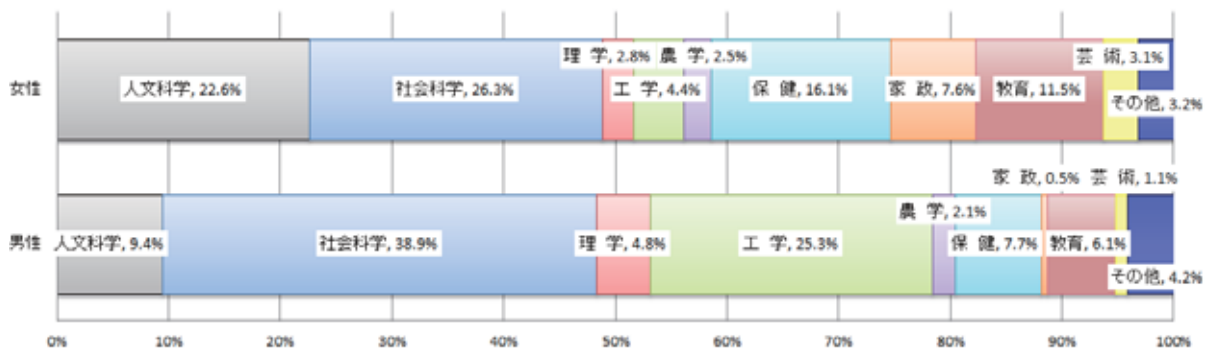
## 重点課題 1

# 教育・メディア等を通じた意識の改革， 理解の促進

### 〔現状と課題〕

- 男女共同参画を啓発・普及していくにあたっては、一人ひとりの意識啓発が必要です。そのための教育及び広報・啓発活動は、他の全ての取組の、根幹をなす施策と考えられます。個人の尊厳や男女平等の理念、他者への思いやりといった内容の教育・学習の一層の充実を図り、意識啓発等に努めていく必要があります。こうした、子どもの頃から男女共同参画についての正しい理解を持つための働きかけは、次世代の育成という点から重要です。親しみやすく、分かりやすく、個々の「違い」を受け入れ、認め、生かしていくような教育を行っていく必要があります。
- 女性の活躍推進に向けては、固定的な性別役割分担にとらわれず、一人ひとりが能力や適性を考え、希望する進路を選択する能力・態度が必要です。この点、女性の進学割合についてみると、理工系分野で低く、専攻分野にも男女の偏りが見られます【図 41】。

【図 41】 高等学校卒業生（平成 27 年 3 月）の大学進学者の学部別比率（茨城県）



資料出所:「平成27年度高等学校等生徒の卒業後の進路状況調査」(県教育庁高校教育課)

男性向け・女性向けとされているような職種にとらわれることなく自分の人生設計を可能とする能力が身につくような職業意識を醸成する教育の必要があります。

- また、男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理を行うための健康教育や性教育を推進していくことが重要です。
  
- 子どもの頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育・地域社会における教育が大きな役割を果たしていることから、早い段階から、子どもに対するしつけや、地域など、社会のあらゆる分野における教育の充実化を進めていく必要があります。
  
- 各種メディアを通じて、幅広い情報を提供・発信することによって、より多くの県民に男女共同参画の理解を促し、意識を高めることが期待できます。併せて、各種メディアの情報を、各人が主体的に正しく理解するため、メディア・リテラシー（※注6）を向上させるための教育が必要です。

**※注6 メディア・リテラシー**

メディアを選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

## 施策の方向 1 子どもの頃からの男女共同参画とキャリア形成の意識啓発

### 1 子ども、若い世代に対する意識啓発

学校教育や地域活動の中などで、子どもや若い世代に対し、男女共同参画の理解を促進し、意識啓発を図ってまいります。

### 2 人生設計を可能とする教育の推進

自らの個性を生かし、キャリアを形成するといった人生設計を構築する能力と、勤労観・職業観を身に付けることができるよう、総合的なキャリア教育を推進します。

### 3 科学への関心を高める授業の充実

理工系分野などへの女性の進学や進出を促進するため、児童生徒が科学への関心を高めるための授業の充実を図ります。

### 4 健康教育及び性教育の推進

男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、学校における健康教育及び発達段階に応じた適切な性教育を推進します。

### 5 教職員研修の実施

児童生徒に対する人権尊重や男女共同参画社会についての正しい教育・指導を促進するため、教職員に対する研修を推進します。

## 施策の方向 2 地域社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### 1 生涯を通じた学習機会の提供

男女の多様な生き方を選択できるようにするため、生涯を通じ学習機会を提供し、人生の各段階での能力開発を支援します。

### 2 女性教育・学習活動の充実

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画出来るよう、女性教育・学習活動を充実します。

### 3 リカレント教育の推進

就業や、学校教育の修了後の社会活動中に行われるリカレント教育(※注7)を推進します。

### 4 男女平等教育プログラムの充実

社会教育において、男女平等教育プログラムを充実します。

### 5 社会教育関係者研修の実施

社会教育関係者に対して人権の尊重や男女共同参画社会に関する正確な理解を促進するための研修を推進します。

#### ※注7 リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後いったん社会に出た後に行われる教育であり、職業から離れて行われる再教育のみならず、職業に就きながら行われる教育も含まれます。

### 施策の方向3 男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信への働きかけ

#### 1 メディアを活用した情報の提供・発信

男女共同参画についての意識啓発を行うため、若い世代をはじめとするあらゆる年代層に対して、メディアを活用し、情報の提供・発信を図り、推進します。

#### 2 県が有する様々な媒体を通じた情報の提供・発信

県広報紙や新聞・ラジオ・インターネットなど様々な媒体を通じて、男女共同参画に関する情報提供を進めてまいります。

### 施策の方向4 情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）の向上の推進

#### 1 メディア・リテラシー向上のための意識啓発等

県民に対するメディア・リテラシーの向上のための意識啓発や学習機会の提供を推進します。

#### 2 学校における情報教育の推進

学校教育において情報教育を推進し、インターネットをはじめ様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成します。



## 重点課題 2

# 生涯を通じて一人ひとりが 幸せに暮らせる環境の整備

### 〔現状と課題〕

- 男女共同参画社会の目指す姿は、全ての人々が安心して暮らせる、幸せな社会です。生涯を通じ健康を享受できるためには、心身及びその健康について各自が正確な知識・情報を入手することが必要です。特に女性は、妊娠、出産、更年期疾患といった、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があることに留意する必要があります。

そのために、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）（※注 8）」に配慮し、全ての人にとっての生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組を推進する必要があります。

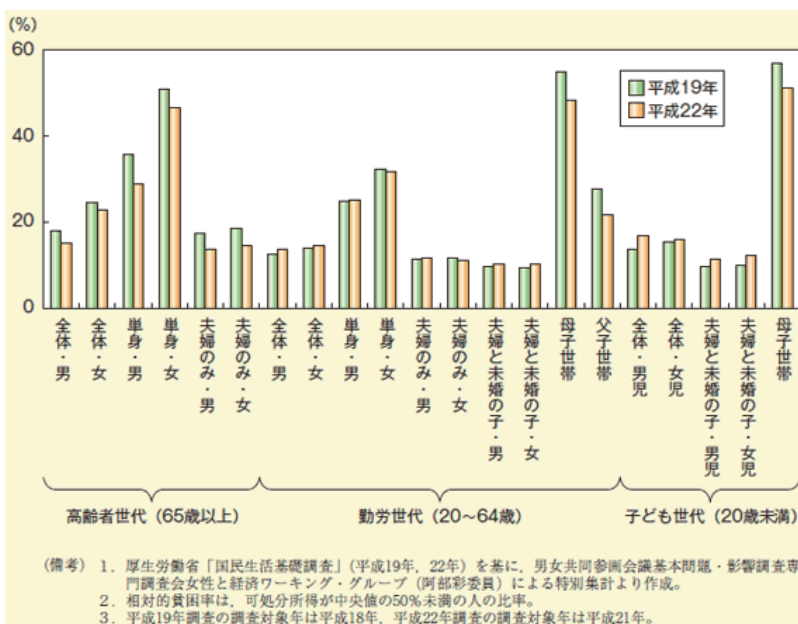
#### ※注 8 「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」

「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）」とは、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

「性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）」とは、「性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）を得る権利」とされています。

- 既存の制度の枠組みでは適切な支援が行き届いていない、多様な生活上の困難に対する支援も重要です。非正規雇用労働者やひとり親、高齢単身女性など、生活上の困難に陥りやすい方々が安心して生活できる環境づくりが求められています【図 42】。

〔図 42〕 世代・世帯類型別相対的貧困率（平成 19 年, 22 年）（全国）



(出典)

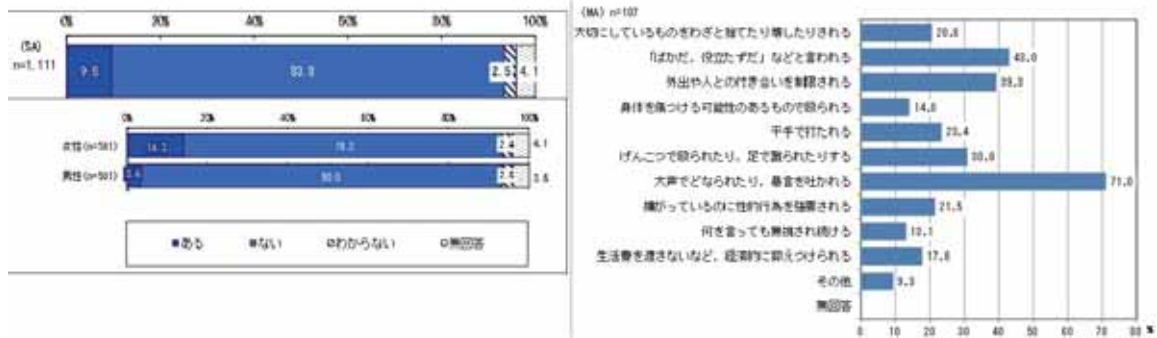
「男女共同参画白書

平成 24 年版」(内閣府)

(備考) 1. 厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年, 22年)を基に, 男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成。  
2. 相対的貧困率は, 可処分所得が中央値の50%未満の人の比率。  
3. 平成19年調査の調査対象年は平成18年, 平成22年調査の調査対象年は平成21年。

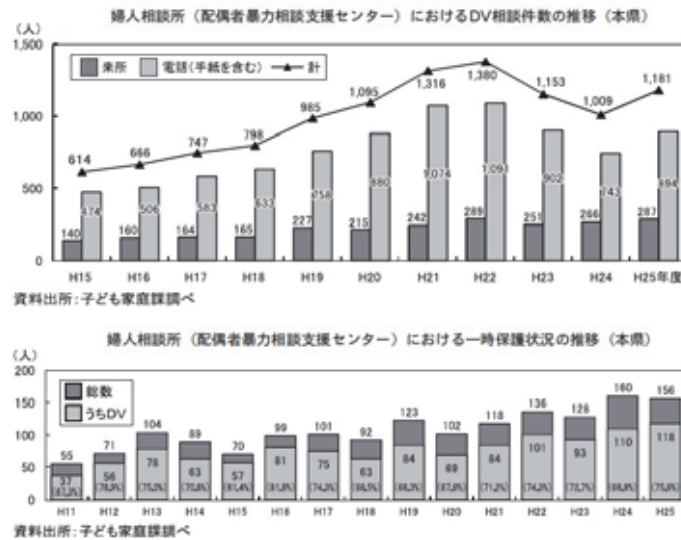
- 暴力の問題については、県民意識調査によると、配偶者や恋人など（以下「配偶者など」という。）から殴られたり、大声でどなられたりなどの暴力を受けた経験があると回答した人は、女性 14.3%、男性 3.4%という結果です。また、配偶者などからの暴力に対する相談件数は年々増加しています【図 43～45】。一人ひとりの人権尊重や暴力の予防と根絶についての社会の認識を深めるとともに、暴力の様々な形態に応じた防止対策、被害者支援などの取組を総合的に推進していく必要があります。

【図 43】配偶者（元配偶者も含む。）や恋人から暴力を受けた経験のある人の割合（茨城県）  
 暴力を受けた経験 暴力の内容

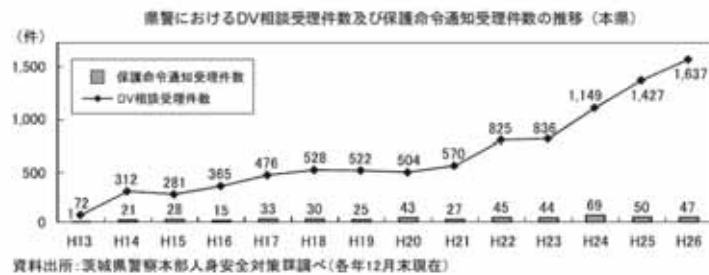


(出典)「平成 26 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書」(県女性青少年課)

【図 44】婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）におけるDV相談及び一時保護状況（茨城県）

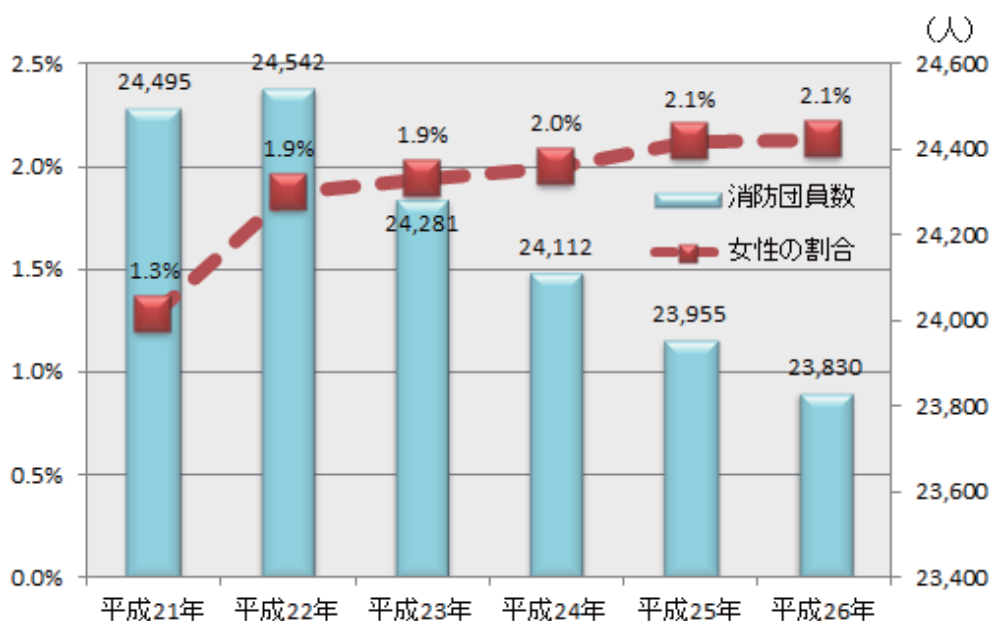


【図 45】警察本部におけるDV相談受理件数及び保護命令通知受理件数の推移（茨城県）



- 第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」において、災害リスク削減に当たっては、女性のリーダーシップの促進が必要であるとしており、本県においても、防災の場面への女性の参加は、近年、徐々に進んでいる状況にあります。【図 46, 47】。

【図 46】 消防団員数の推移（茨城県）



(出典) 県消防安全課調査

【図 47】 防災会議における女性委員の参画状況（茨城県）

茨城県 防災会議	H25年度実績(H26.3.31)			H26年度実績(H27.3.31)		
	委員数	うち女性		委員数	うち女性	
		人数	割合		人数	割合
	50	5	10.0%	51	6	11.8%

※全国合計における女性割合は 12.1% (H26.3.31)

(出典) 県防災・危機管理課

- 東日本大震災の経験も踏まえ、今後予測される災害に向けて、防災計画の策定に当たっては、避難所運営や避難行動要支援者への支援など、様々な災害対応において、女性の視点を反映させることが必要です。そのための制度や仕組みをつくり、日頃から全ての人々が平等な社会を実現していくことが災害に強いまちづくりにつながると考えられます。

## 施策の方向 1 安心して暮らせる環境の整備

### 1 女性にとってより望ましい総合的な医療の充実

女性にとってより望ましい総合的な医療の普及を図るため、女性特有の疾病や悩みに総合的に応じられる女性専門外来の県内医療機関への設置を促進します。

### 2 母子保健対策の充実と不妊治療への支援

次の世代を担う健やかな子どもを生み育てられるよう、妊婦健診や乳児家庭訪問など、妊産婦や乳幼児の健康増進のための母子保健の充実を図ります。また、不妊に悩む夫婦に対して、相談や経済的負担の軽減などの支援を行います。

### 3 周産期・小児救急医療体制

妊娠・出産に関する安心・安全を確保するため、周産期（※注9）における母子や新生児に対する救急医療体制や、小児救急医療体制の充実を図ります。

### 4 様々な理由により困難を抱えた女性等に対応するための施策の推進

相対的貧困（※注10）、高齢、障害等、様々な理由により困難を抱えた女性等に対応するための施策を推進します。

#### ※注9 周産期

周産期とは、疾病及び関連保健問題の国際統計分類（ICD）において、妊娠 22 週から生後満 7 日未満までの期間と定義されています。この期間は、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されています。

#### ※注10 相対的貧困

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯が該当します。必要最低限の生活水準が満たされていない状態の「絶対的貧困」とは異なり、主に先進諸国における経済格差に基づく貧困を示す指標となります。

## 施策の方向2 健康の保持・増進への支援

### 1 県民への意識の普及

「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に関し、県民への意識の普及を図ります。

### 2 女性の健康教育及び健康相談の推進

女性が自分の健康を的確に自己管理を行うことができるようにするため、健康教育及び健康相談を推進します。

### 3 検診、相談、検査等の充実

乳がんや子宮がんなどの早期発見のほか、年代による女性特有の疾病に対する正しい知識の普及に努めるとともに、相談、検査の充実を図ります。

## 施策の方向3 あらゆる暴力の根絶、被害者の保護・支援に向けた環境づくり

### 1 暴力の根絶に向けた意識啓発

男女間におけるあらゆる暴力の根絶について、若い年代をはじめ、社会の理解を広めるため、意識の啓発を推進します。

### 2 被害者相談・支援体制の充実

被害者の精神的負担に配慮した相談、カウンセリングの充実や相談員の資質向上などを進め、被害者が相談しやすい体制を充実します。

### 3 暴力の発生を防ぐ環境づくり

防犯対策の強化や犯罪情報・防犯情報の提供など、暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めます。

### 4 捜査体制・取締りの強化

性犯罪、ストーカー行為などの様々な暴力の形態に応じた被害者の精神的負担に配慮した迅速かつ適切な対応と、捜査体制や取締りの強化に努めます。

### 5 被害者保護機関の連携強化

被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センター、女性相談センター、警察本部、児童相談所といった関係機関等との連携や地域に密着したネットワークの強化を図ります。

## 施策の方向 4 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

### 1 応急対策，復旧・復興の場面における意思決定の場への女性の参画の促進

応急対策，復旧・復興の場面において女性の視点を反映させやすくするため，地域防災計画の策定，復興計画の策定や推進等，意思決定の場への女性の参画を促進します。

### 2 消防団等，防災活動の現場における男女共同参画の促進

消防団や婦人防火クラブ，自主防災組織，災害ボランティアなど，防災活動の現場における男女共同参画を促進し，防災体制の充実を図ります。

### 3 防災会議等への女性委員の参画の促進

男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため，防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画を促進します。

### 4 男女のニーズの違いを踏まえた防災対策の取組の促進

地域における避難行動要支援者への支援体制や，避難所の運営等において，男女のニーズの違いを踏まえた防災対策の取組を促進します。



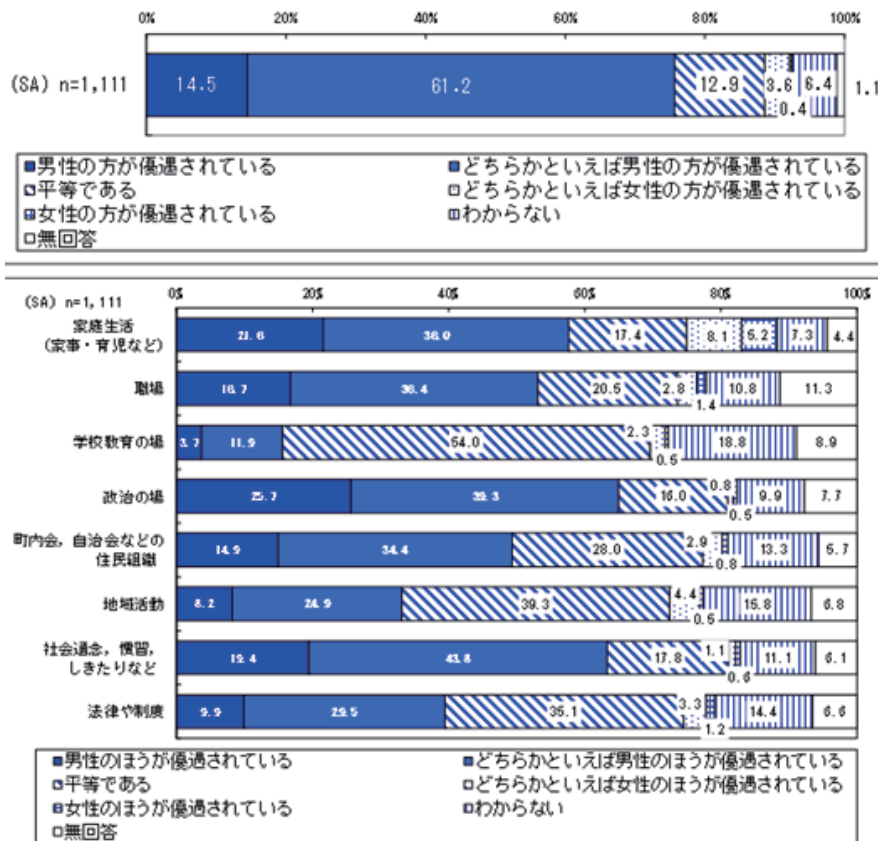
### 重点課題3

## 男女共同参画の視点に立った 各種制度や支援の整備

### 〔現状と課題〕

- 男女共同参画社会の実現に向けては、性別に基づく固定的役割分担意識や、男女の能力や適性に関する固定的な見方、さらには男女間における不平等感などが大きな課題となっています。県民意識調査によると、男女の地位の平等感について、学校教育の場では県民の54.0%が平等と感じていますが、それ以外の分野（家庭生活、職場、政治の場、町内会・自治会などの住民組織、地域活動、社会通念・慣習・しきたりなど、法律や制度）では不平等感が強くなっています【図48】。

〔図48〕男女の地位の平等感について（茨城県）



(出典)「平成26年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書」(県女性青少年課)

- 社会制度や慣行に関しての不平等感が、女性の社会進出を妨げています。女性が継続就業するためには、どうしても個人や企業の意識の向上だけでは足りない面があります。仕事と、家事・育児・介護を両立させていくためには、地域社会の支えが必要です。

- セクシュアル・ハラスメント（※注 11）をはじめとした各種ハラスメント（※注 12）は、継続就業を阻害するものであり、多くの人々に関係している社会問題であるにも関わらず、潜在化しやすい点が問題となっています。このため、家庭、学校、職場、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となることが懸念される各種制度の見直しに向けて、行政と県民・事業者・団体が連携・協働して総合的な取組を進めていく必要があります。

**※注 11 セクシュアル・ハラスメント**

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

**※注 12 パワー・ハラスメント**

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことを指します。

- 幼児から高齢者に至る幅広い年齢層の発達段階を踏まえ、一人ひとりの生涯の中で、職場、家庭、地域、学校などにおいて、メディアなどの広報媒体を通じて、男女共同参画についての知識を得ていく必要があります。
- 茨城県男女共同参画推進条例の基本理念である「国際的協調」に沿い、女子差別撤廃条約（※注 13）をはじめとした国際的な規範や基準の周知と、それらに対する国の動向を踏まえた施策を推進していく必要があります。

**※注 13 女子差別撤廃条約（「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」）**

女子差別撤廃条約は、女子に対する差別が権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締約国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。2015年7月現在の締約国数は189か国。日本は1980年に署名、1985年に批准しました。

## 施策の方向1 女性が継続就労できる社会の構築

### 1 女性の継続就業への理解の促進

女性が仕事を続けていくためには、配偶者や家族の理解や支えといった周囲の環境も重要です。女性が子育てをしながら継続して働くことについて、企業だけでなく、夫や親族、地域といった社会的な理解を促進します。

### 2 人間の尊厳を侵害する行為を許さない社会意識の醸成

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント（※注 14）は、あってはならない行為です。それ以外にも、不当な言動から多様なハラスメント類型が生じます。全てのハラスメントを一掃して、個々人の尊厳と平等が擁護される社会の実現を目指します。

#### ※注 14 マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格等の不利益な取扱いを行うことを指します。これらの行為は、男女雇用機会均等法第9条第3項、育児・介護休業法第10条等で禁止されています。

## 施策の方向2 仕事と子育て・介護の両立支援

### 1 地域における子育て支援の充実

仕事と子育ての両立に係る負担を軽減するため、地域における子育て支援対策の充実を図ります。

### 2 「大好き いばらき 次世代育成プラン」に基づいた保育サービスの充実

「大好き いばらき 次世代育成プラン」に基づき、それぞれのニーズに応じた「保育の量的拡大・確保」、「質の高い幼児教育・保育の総合的な提供」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいきます。

### 3 利用者本位の介護サービスの充実

仕事と介護の両立に係る負担を軽減するため、利用者本位の介護サービスの充実を図ります。

### 4 茨城型地域包括ケアシステムの推進

子育てや介護をはじめ支援を必要とする全ての人や家族を対象に、地域ケアシステムの運用の中で蓄積されたノウハウであるコーディネート機能を生かして、市町村において、効果的・効率的なサービスを提供する「茨城型地域包括ケアシステム」が構築されるよう推進していきます。

## 施策の方向3 男女共同参画に関する調査・情報提供・相談事業の推進

### 1 各種調査の実施, 情報収集・提供, 相談助言等の推進

男女共同参画に関する県民意識や, 地域における男女共同参画に関する情報や女性の人材情報についての調査・情報収集・提供, 相談助言を推進します。

### 2 地域ネットワークの強化による相談助言・情報提供の推進

県の男女共同参画拠点施設である女性プラザ男女共同参画支援室と市町村, 団体及び関係機関とのネットワークを強化し, 男女が共に地域活動に参画して, 地域の課題解決や実践的活動に取り組むための相談助言やセミナーの開催, 先進事例やノウハウなどの情報提供を推進します。

### 3 苦情・意見への対応

茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会を運営し, 県民及び事業者からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項について苦情その他の意見の申出を適切かつ迅速に処理します。

### 4 子どもや親に対する相談支援体制の充実

子どもや親が気軽に相談できるような電話相談やスクールカウンセラーの設置の促進など, 相談支援体制の整備・充実を図ります。

### 5 被害少年, 保護者への支援

警察本部少年課に設置されている少年サポートセンターを中心に被害少年や保護者を支援します。

## 施策の方向4 男女共同参画に関する国際的動向の理解促進

### 1 国際的規範・基準を踏まえた施策の推進

女性の地位向上のための国際的な規範や基準の周知とそれらに対する国の動向を踏まえた施策の推進に努めます。

### 2 国際情報の収集・提供

茨城県における男女共同参画社会の実現のため, 国際的視野と指導力を持って政策・方針決定過程へ参画する意欲のある女性を対象とし, 国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や現状についての情報収集と提供を目的とした国内及び海外調査研修を行います。

## Ⅱ 推進体制と進行管理

男女共同参画社会の実現を図るため、茨城県男女共同参画推進条例第 15 条に基づき、県の推進体制を強化充実し、率先して取り組んでいきます。

### 1 県の推進体制の充実

#### (1) 茨城県男女共同参画推進本部の運営

男女共同参画社会の形成を目指し、県の男女共同参画関連施策を総合的に推進するため、知事を本部長とした茨城県男女共同参画推進本部を運営するとともに、庁内関係課で構成する部会の活用により計画を積極的かつ弾力的に進めるための推進体制の強化を図ります。

#### (2) 茨城県男女共同参画審議会の運営

県のあらゆる施策に男女共同参画の視点を導入し、施策を推進するための調査審議機関として、各界各層の代表で構成した茨城県男女共同参画審議会を運営し、県事業の進捗状況の確認などを実施します。

#### (3) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

あらゆる分野への男女共同参画を図るため、より一層の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の視点を導入した施策を推進します。

#### (4) 男女共同参画苦情・意見処理委員会の運営

茨城県男女共同参画推進条例第 14 条の規定により、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を処理するために必要な体制として、第三者を構成員とする男女共同参画苦情・意見処理委員会を運営します。

#### (5) 庁内関係課で構成する部会での定期的な分析・評価の実施

計画に基づく県の取組を確認するために設定する指標の進捗や各施策の推進状況について、庁内関係課で構成する部会において定期的に分析・評価を行い、施策の効果的な展開を図ります。

#### (6) 女性プラザ男女共同参画支援室の充実強化

男女共同参画を推進するための拠点施設である女性プラザ男女共同参画支援室において、広報啓発、講座、相談事業、情報収集・提供などの機能の充実・強化を図ります。

#### (7) 茨城県男女共同参画推進員による地域に密着した普及啓発の推進

県内各地域に茨城県男女共同参画推進員を配置し、広報活動や地域情報の収集・提供、相談窓口の紹介などの情報提供、男女共同参画の推進に資する地域での自主活動などの地域に密着した普及啓発を推進します。



## **(8) 県民意識や実態の調査研究，情報の収集と提供**

男女共同参画を効果的に推進していくため，国際的な動向，国や他の地方公共団体の取組，事業者・団体などの取組についての情報を収集して県民に提供するとともに，県民の意識や実態を把握するための調査を定期的実施します。

## **2 連携の強化**

### **(1) 県民との連携**

男女共同参画社会の実現のためには，県民一人一人の取組が重要であり，県は県民と一体となった活動を推進するとともに，基本計画の策定においてパブリック・コメントの実施などにより広く県民に意見を求めるなど，意思決定過程における県民との連携を図ります。

### **(2) 事業者・団体・NPOなどとの連携**

県民との連携と同様に，職業生活及び地域社会に大きな影響力をもつ事業者・団体・NPOなどと連携し，事業の展開を図ります。

### **(3) 市町村との連携及び支援**

男女共同参画社会の形成に向けて，住民に最も身近な市町村の取組が重要であることから，県と市町村が対等な地方公共団体として協力していくことが大切であり，必要に応じて，県は市町村の取組に対して支援を行います。

### **(4) 国及び各都道府県との連携**

国における取組と整合性を保ちつつ，各都道府県と連携することにより，より広域的かつ普遍的な取組が図れるよう努めていきます。

### **(5) 教育機関との連携**

男女共同参画社会の実現のためには，学校教育が重要であるという視点から，教育機関と連携し，男女共同参画についての教育・学習の充実を図ります。

## **3 進行管理等**

### **(1) 進行管理**

計画の進行管理は，男女共同参画施策の推進を図るとともに，その実施状況及び男女共同参画に関連の深い統計や調査の数値を指標として活用し，男女共同参画の進捗状況を把握します。

### **(2) 公表**

男女共同参画の推進に資するため，男女共同参画の県の取組や進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し，県民に公表します。





## ◆ 指標項目



◆目標指標(男女共同参画推進のため、達成に向けて取り組む目標を設定するもの)

No	項目	H26 実績	H32 目標値	所管課等
1	性別による固定的役割分担意識を持たない県民の割合	52.8% (H26 県民意識調査)	60.0%	女性青少年課
2	県の審議会等における女性委員の占める割合(法令)	28.3%	30.3% ※1	女性青少年課
3	男女間賃金格差(茨城県)	73.4%	100%	厚生労働省 (賃金構造基本統計調査)
4	UIターン促進事業による県外大学等卒業者の本県企業等への就職内定者数(累計)	-	943 人	労働政策課
5	「仕事と生活の調和推進計画」策定事業所数	340 社	700 社	労働政策課
6	一般事業主行動計画を策定した企業数(従業員 300 人以下の企業)	-	100 社	茨城労働局
7	家族経営協定の締結数	2,923 戸	3,200 戸	農業経営課
8	理系大学進学率	33.2%	35.0%	高校教育課
9	乳がん検診受診率	44.8% (H25 国民生活基礎調査)	50%(H29) ※2	保健予防課 (国民生活基礎調査)
10	子宮がん検診受診率	41.7% (H25 国民生活基礎調査)	50%(H29) ※2	保健予防課 (国民生活基礎調査)
11	地域包括支援センター数	59 箇所	152 箇所	長寿福祉課

◆参考項目(男女共同参画推進の状況把握のための参考のためのもの)

No	項目	H26 実績	H32 目標値	所管課等
1	社会全体でみた男女の地位が平等であると感じている県民の割合	12.9% (H26 県民意識調査)		女性青少年課 (県民意識調査)
2	都道府県議会議員に占める女性の割合(茨城県)	6.2% (H25.12.31 現在)		内閣府推進状況調査
3	市区議会議員に占める女性の割合(茨城県)	12.1% (H25.12.31 現在)		内閣府推進状況調査
4	町村議会議員に占める女性の割合(茨城県)	10.0% (H25.12.31 現在)		内閣府推進状況調査
5	管理職(会社役員, 管理的公務員等)に占める女性の割合(茨城県)	13.0% (H22)		総務省 (国勢調査)
6	本県に愛着を持っている県民の割合	35.3%		広報広聴課 (県政世論調査)
7	いばらきウーマンパワーアップ優良企業(仮)に認定された3つ星企業数	-		女性青少年課
8	女性有業率	47.5% (H24 就業構造基本調査)		就業構造基本調査
9	茨城県における消防団員に占める女性の割合	2.13%		消防安全課
10	県内の保育所待機児童数	227 人		子ども家庭課

※1 H32 までに達成した場合は、目標値を上方修正する予定。

※2 H29 の目標値となっている。更新され次第、本計画指標にも反映させる。



## ◆ 付 属 資 料

### <付属資料>

- 茨城県男女共同参画審議会規則
- 茨城県男女共同参画審議会委員名簿
- 茨城県男女共同参画基本計画に関する専門部会委員名簿
- 茨城県男女共同参画審議会の審議状況
- 茨城県男女共同参画基本計画に関する専門部会の審議状況
- 茨城県男女共同参画推進条例
- 男女共同参画社会基本法
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約





## ■ 茨城県男女共同参画審議会規則

平成 13 年 3 月 30 日  
茨城県規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)第27条の規定に基づき、茨城県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、20人以内とする。

2 委員の選任に当たっては、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

(委員の委嘱範囲)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- (1) 関係団体の役職員
- (2) 学識経験者

(専門委員)

第 4 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員又は学識経験者のうちから、知事が委嘱する。

(専門部会)

第 5 条 審議会は、専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長各 1 人を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、専門部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 5 専門部会は、調査審議が終了したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

## ■ 茨城県男女共同参画審議会委員名簿

(50音順)

任期：平成27年11月1日～平成29年10月31日

委員名	役職	選出区分	備考
青木 利彦	茨城労働局雇用均等室長	労働	
青木 雅弘	茨城県産婦人科医会会長	医療	
雨谷 和宏	茨城県青年団体連盟会長	青年団体	
飯田 昭子	連合茨城女性委員会副委員長	労働	H28年1月28日から
江原 陽子	茨城県女性校長・教頭会会長	教育	
小田部 卓	茨城新聞社代表取締役社長	報道	
亀田 哲也	弁護士	法曹	
◎川上 美智子	茨城キリスト教大学教授	学識	
川澄 清子	元茨城県女性のつばさ連絡会会長	一般公募	
木村 隆弘	会社員，NPO法人ファザーリングジャパン会員	一般公募	
神戸 礼子	茨城県女性団体連盟会長	女性団体	H27年5月26日まで
小林 礼子	連合茨城女性委員会副委員長	労働	H28年1月27日まで
清水 敏孝	茨城県保育協議会会長	福祉	
田山 知賀子	茨城県女性団体連盟会長	女性団体	H27年5月27日から
中山 俊恵	日立市教育委員会教育長	市町村	
幡谷 信勝	茨城県信用組合副理事長	労働	
○林 寛一	常磐大学教授	学識	
廣澤 千代子	茨城県女性農業士会会長	農林水産	
見澤 孝子	(一社)国際女性教育振興会理事	学識	
宮内 久江	茨城県商工会議所女性会連合会会長	商工	

(注) ◎委員長，○副委員長。

※各委員の役職は，委員委嘱時のものです。

## ■ 茨城県男女共同参画基本計画策定に関する専門部会委員名簿

(50音順)

委員名	役職	選出区分	備考
青木 雅弘	茨城県産婦人科医会会長	医療	
飯田 昭子	連合茨城女性委員会副委員長	労働	H28年1月28日から
亀田 哲也	弁護士	法曹	
◎川上 美智子	茨城キリスト教大学教授	学識経験者	
小林 礼子	連合茨城女性委員会幹事	労働	H28年1月27日まで
幡谷 信勝	茨城県信用組合専務理事	労働	
○林 寛一	常磐大学教授	学識経験者	
廣澤 千代子	茨城県女性農業士会会長	農林水産	

(注) ◎部会長，○副部会長。

※各委員の役職は，委員委嘱時のものです。

## ■ 茨城県男女共同参画審議会の審議状況

日 時	審議内容
平成 27 年 4 月 9 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新しい男女共同参画基本計画策定に係る諮問について</li> <li>2 茨城県男女共同参画基本計画（第2次）の進捗について</li> <li>3 茨城県男女共同参画基本計画（第3次）の策定について</li> <li>4 国の動きについて</li> </ol>
平成 27 年 6 月 29 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たな男女共同参画基本計画の策定に関する基本的な考え方について（案）</li> <li>2 新たな男女共同参画基本計画の骨子（案）について</li> </ol>
平成 27 年 8 月 27 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たな男女共同参画基本計画の骨子について</li> <li>2 次期茨城県男女共同参画基本計画の中間とりまとめ素案について</li> </ol>
平成 27 年 11 月 26 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 パブリックコメントの結果について</li> <li>2 茨城県男女共同参画基本計画の答申案について</li> <li>3 指標項目（案）等について</li> </ol>

## ■ 茨城県男女共同参画基本計画策定に関する専門部会の審議状況

日 時	内 容
平成 27 年 5 月 13 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たな男女共同参画基本計画の策定に関する基本的な考え方について（案）</li> <li>2 新たな男女共同参画基本計画の骨子（案）について</li> </ol>
平成 27 年 7 月 13 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たな男女共同参画基本計画の骨子（案）について</li> <li>2 茨城県男女共同参画基本計画の中間とりまとめ素案について</li> </ol>
平成 27 年 11 月 5 日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 パブリックコメントの結果について</li> <li>2 茨城県男女共同参画基本計画の答申案について</li> <li>3 指標項目（案）等について</li> </ol>

# ■ 茨城県男女共同参画推進条例

平成13年3月28日  
茨城県条例第1号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第7条）

### 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第8条—第18条）

### 第3章 性別による権利侵害の禁止（第19条）

### 付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （基本理念）

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力

を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。



## 第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

### 第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

# ■ 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日  
法律第78号

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条－第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条－第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条－第28条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければ

ならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共

同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。  
(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。  
(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協



力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関



し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成11年 6 月23日法律第78号） 抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則 （平成11年 7 月16日法律第102号） 抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第 1 項及び第 5 項、第14条第 3 項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成13年 1 月 6 日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## ■ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

第 34 回国連総会 (1979 年 12 月) 採択

1981 年 9 月発効

1985 年 6 月日本批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び

社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性にに基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を

含む。)をとることは、差別と解してはならない。

#### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

#### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第2部

#### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

#### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

#### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

### 第3部

#### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一

の質の学校施設及び設備を享受する機会

- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

#### 第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可



能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する

権利

#### 第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利



- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

##### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

##### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

##### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後は二十三人の徳

望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
  - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場

所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

### 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

#### 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

#### 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

#### 第27条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

#### 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるも

のとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

#### 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

#### 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

**茨城県知事公室女性青少年課**

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

電話 029-301-2178 FAX029-301-2189

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/bugai/josei/index.html>

E-mail アドレス [josei1@pref.ibaraki.lg.jp](mailto:josei1@pref.ibaraki.lg.jp)

**女性フラガ男女共同参画支援室**

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸 1-7-41

**◆チャレンジ相談**

再就職や起業、キャリアアップ、地域活動など様々なことにチャレンジして新しい可能性を切り開こうとしている方に対する相談助言や情報提供などを行っています。

**◆総合相談**

家族、夫婦、学校、職場、地域等での悩み事などや男女共同参画に関する苦情や意見など、お気軽にご相談ください。

電話 029-233-3982 FAX029-233-1330

